HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | ケインズ『一般理論』私注　賃金基金説の系譜について(14) |
| Author(s) | 白井, 孝昌 |
| Citation | 經濟學研究, 38(1), 113-157 |
| Issue Date | 1988-06 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/31796 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 38(1)_P113-157.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 38-1
北海道大学 1988. 6

＜研究ノート＞ ケインズ『一般理論』私注

# 賃金基金説の系譜について (14)

白井孝昌

アダム・スミスの『国富論』第Ⅰ編第Ⅸ章「ストックの利潤について」[1] の中に見出される若干の興味ある問題点を，われわれはこれまで二稿にわたって紹介してきた[2]。それに続く第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」[3] に進むに先立って，少しく予備的考察を行なう必要がある。

## LV

われわれは，『国富論』の第Ⅰ編「労働の生産力における改良の諸原因について，および，その生産物がさまざまな階級の人々の間に自然的に分配されるところの秩序について」[4] に含まれる諸章を，次のように三つのグループに分けて，その編の全体的構成を捉えようとしてきたのである。

『国富論』第Ⅰ編の三部構成

第Ⅰ部 ≪商業的社会≫の素描：労働の生産力の改良は，人間の交換性向を動力とし，労働の分割と業種の分離を通じて行なわれるから，その十全な発展は広大な市場の開発を前提とすること。

- 第Ⅰ章 労働の分割について
- 第Ⅱ章 労働の分割を引き起こす原理について
- 第Ⅲ章 労働の分割は市場の広さによって限定されること
- 第Ⅳ章 貨幣の起源と使用について

第Ⅱ部 ≪商業的社会≫における商品の価格の理論

- 第Ⅴ章 商品の実質価格と名目価格について，あるいは，労働で表示される価格と貨幣で表示される価格について
- 第Ⅵ章 商品の価格の構成部分について
- 第Ⅶ章 商品の自然価格と市場価格について

第Ⅲ部 ≪商業的社会≫において自然価格を構成する賃金，利潤，および地代の自然率を規制する諸事情について

- 第Ⅷ章 労働の賃金について
- 第Ⅸ章 ストックの利潤について
- 第Ⅹ章 労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について
- 第Ⅺ章 土地の賃貸料（地代）について

われわれは上掲の第Ⅰ部および第Ⅱ部の諸章に加えて，第Ⅲ部の賃金と利潤にかんする二つの章をこれまで検討してきたわけである。残る所得範疇は地代であって，当然，議論はその方向に進められなくてはならないのであるが，スミスはその前に第Ⅹ章「労働とストックのさま

1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan (London : Methuen, 1904), Vol. I, Book I, Chapter IX : Of the Profits of Stock, pp. 89–100.

2) 拙稿「賃金基金説の系譜について(12)，および(13)」本誌第3巻第3号 (1987年12月), pp. 60 (398)–96 (434), および，第4号 (1988年3月), pp. 126(566)–174(614).

3) Smith, *op. cit.*, Book I, Chapter X : Of Wages and Profit in the different Employments of Labour and Stock, pp. 101–144.

4) Book I. Of the Causes of Improvement in the productive Powers of Labour, and of the Order according to which its Produce is naturally distributed among the different Ranks of the People, *ibid.*, pp. 5–257.

ざまな雇用における賃金と利潤について」を設けて，これら二つの所得範疇に共通する論題を取り上げるのである。基本的な三つの所得範疇のうち賃金と利潤との間により緊密なつながりを見出すスミスの論述構成に照らしてみると，リカードが『利潤にかんするエッセイ』[5] の中で原生産物の余剰を利潤と地代に分けるメカニズムを示して，利潤と地代のより緊密な結びつきを最初に強調する論述構成を採ったことの特異性がおのずと明らかになるであろう。ところで，スミスのこのような論述構成は，すでに第Ⅶ章「商品の自然価格と市場価格について」[6] の中で予告されていたものであることを，ここで改めて想起する必要がある。われわれがすでに提示したことのあるその章の内容目次[7] の必要な部分を以下に再掲し，スミスの予告的な議論のありようを少し立ち入って検討しておくことにしよう。

第Ⅶ章「商品の自然価格と市場価格について」の内容目次

§ 1．商品の自然価格の定義。パラグラフ（1）から（6）まで。
(i) 商品の自然価格は，賃金，利潤，および地代の自然率による生計費を支払うのに過不足のない価格であること。パラグラフ（1）から（4）まで。
(ii) 自然価格に含まれる賃金部分と利潤部分は，それぞれ労働者とストックの所有者の生計費の前払分として共通の性質を有すること。パラグラフ（5）と（6）。
§ 2．商品の市場価格の定義とその変動のメカニズムについて。パラグラフ（7）から(12)まで。
§ 3．市場価格が自然価格から乖離する諸事例の考察。パラグラフ（13）から（32)まで。
(i) 自然価格は商品の価格がそこに引き付けられる中心価格であること。パラグラフ（13）から（15）まで。
(ii) 商品を市場に出荷するまでに用いられる勤労の全量と，それに対する需要との間の関係は産業部門によって安定度が相違すること。パラグラフ（16）と(17)。
(iii) 市場価格の一時的変動が賃金と利潤に及ぼす影響について。パラグラフ（18）と（19)。
(iv) 市場価格が自然価格を長期間にわたって上回る諸事例について。パラグラフ（20）から（29）まで。
(V) 市場価格が自然価格を長期間にわたって下回ることはほとんどないことについて。パラグラフ（30）と（31)。
(vi) § 3のむすび。パラグラフ（32)。
§ 4．自然価格の構成要因たる賃金，利潤，および地代の自然率を決定する社会的事情の考察は，以下の諸章で行なわれるという予告。パラグラフ（33）から（37）まで。

この目次のうち，傍点を付された小見出しのもとにある諸パラグラフが以下で問題にされる部分である。それらのうち，§ 1を構成するパラグラフは，すでに引用して注釈を加えたことがあるけれども[8]，それらを以下に再掲して，別の視角から見直すことにしよう。スミスはこう述べているのであった。

「(1) あらゆる社会もしくは地域には，労働とストックのさまざまなあらゆる雇用におけ

5) David Ricardo, *An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock* (London : John Murray, 1815), reprinted in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa, Vol. IV : Pamphlets and Papers 1815-1823 (London : Cambridge University Press, 1952(, pp. 1-41.
6) Smith, *op. cit.*, Book I, Chapter VII : Of the natural and market Price of Commodities, pp. 57-65.
7) 拙稿「賃金基金説の系譜について(8)」本誌第36巻第3号（1986年12月），pp. 137(357)-170(390), とりわけ pp. 146(366)-147(367) を見よ。
8) 同上誌，pp. 147(367)—149(369) を見よ。

る賃金と利潤の通常率ないし平均率 (an ordinary or average rate of wages and profit) が存在する。このような率は，やがて示すように，一つには，その社会の全般的な事情 (the general circumstances of the society) によって，すなわち，その社会が富んでいるか貧しいか，その状態が進歩しつつあるか，停滞しているか，あるいは，衰退しつつあるかによって，また一つには，それぞれの雇用に特有の性質 (the particular nature of each employment) によって，自然的に規制されるのである。

(2) 同様にして，あらゆる社会もしくは地域には，地代の通常率ないし平均率 (an ordinary or average rate of rent) が存在するが，それもまた，やがて示すように，一つには，その土地が位置する社会もしくは地域の全般的な事情によって，また一つには，その土地の自然のままの肥沃度，あるいは，改良を加えられた肥沃度によって規制される。

(3) これらの通常率ないし平均率は，それらが通り相場になっている時期と場所において，賃金，利潤，および地代の自然率 (the natural rates of wages, profit and rent) と呼ぶことができよう。

(4) いかなる商品であれ，その価格が，それを生産し，仕上げをほどこし，そうして，市場に出荷するにあたって雇用された土地の地代，労働の賃金，およびストックの利潤をそれらの自然率に従って支払うのに過不足のないものであるとき，その商品は自然価格と呼ぶことのできる価格で売られているのである。」[9]

ここで，スミスがまずパラグラフ (1) において賃金と利潤の通常率の存在を，いわば，一つの公理として設定し，次に，パラグラフ (2) を別に設けて地代の通常率の存在の公理を述べていることが，われわれの当面の問題である『国富論』第Ⅰ編の第Ⅲ部の章立てのあり方に対応するものであることは，一見して明らかであろう。そうして，パラグラフ (1) で述べられているように，「その社会の全般的な事情によって」，すなわち，「その社会が富んでいるか，貧しいか，その状態が進歩しつつあるか，停滞しているか，あるいは衰退しつつあるかによって」，賃金と利潤が自然的に規制される事情が，それぞれ，第Ⅰ編第Ⅲ部の第Ⅷ章「労働の賃金について」および第Ⅸ章「ストックの利潤について」において説明されるわけである。加えて，いま一つ，「それぞれの雇用に特有の性質によって」労働の賃金とストックの利潤が自然的に規制される事情が，それらの章に続く第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」でまとめて述べられることになるのである。

それでは，なぜ，地代だけが，賃金と利潤の二つの所得とは別個に取り扱われなくてはならないのか。この問いに対する解答の糸口は，上掲の引用文に続くパラグラフ (5) と (6) の中に示唆されていると思われるので，それらを見ることにしよう。

(5)「そのとき，この商品は，まさしく，それに値するところのものと引き換えに，あるいは，それを市場に出荷する人が実質的に犠牲にしているところのものと引き換えに売られているのである。というのは，日常用語で商品の原価 (prime cost) と呼ばれるところのものは，それを再度売らなくてはならない人の利潤を含んでいないけれども，しかし，もしも彼がその地域における通常利潤率を見込んでいない価格でそれを売るとするならば，この取引によって彼が損をすることは明白だからである。なぜなら，彼はそのストックを何か別の業種で雇用することによって，その通常利潤率を取得することができたかもしれないからである。加えて，彼の利潤は，彼の収入，すなわち，彼の生計のための本来的な基金 (the proper fund of subsistence) なのである。彼がその商品を調製し，そうして，それを市場に出荷するまでの間，彼は彼の労働者たちに彼らの賃金，あるい

9) Smith, *op. cit.*, p. 57.

は生計費を前払いしているのであるが，ちょうどそのように，彼は自分自身に対しても，同じ具合に，彼の生計費を前払いしているのである。そうして，彼の生計費は，一般的にいって，彼の商品の販売から穏当に期待することのできる利潤に相応のものとなっているのである。それゆえに，もしもこれらの商品が彼にこのような利潤をもたらさないとするならば，それらは彼が実質的に犠牲にしたと，きわめて適切に言うことのできるところのものを償うことにならないであろう。」[10]

（6）「それゆえ，彼にこのような利潤を残す価格は，仲買人がその商品を時たま売ることができるかもしれない最低価格では必ずしもなくて，彼がそれらの商品をかなりの長さの期間にわたって，そうして，すくなくとも完全な自由 (perfect liberty)[1] がある場合，もしくは，彼が好むたびにその業種を転換することのできる場合 (where he may change his trade as often as he pleases) に，売り続ける見込みのあるところの最低価格である。」[11]

パラグラフ（5）には，利潤の自然率が，賃金のそれと同じように，その利潤を受け取るストックの所有者の生計のための基金としての性質を有するものと考えられることが述べられているだけで，地代の自然率にそのような性質が有るか否かはまったく述べられていない。その沈黙は，地代の自然率が地主の必要生計費と何らかの結びつきを有することを示唆するというよりも，むしろ，それがそのような結びつきからまったく自由であるという点で，賃金と利潤の自然率とは異なるものであることを示唆しているようにも受け取られるであろう。しかしながら，われわれは，まだ，地代を論じる段階に達していないのであるから，この点の判断は保留して，ここでは，賃金と利潤の自然率が，その受領者たちの必要生計費の基金として捉えられるという点で，共通の性質を有する概念であることを覚えておくだけで十分であろう。

パラグラフ（6）では，「彼にこのような利潤を残す価格」，すなわち，商品の自然価格が，市場で現実に売られる価格ではなくて，ある条件のもとに，「彼がそれらの商品をかなりの期間にわたって……売り続ける見込みのある」(at which he is likely to sell them for any considerable time) ところの，いわば，予想価格であることが述べられている。その予想をする主体は，スミスのいう「彼」，すなわち，その利潤を受け取るストックの所有者ではなくて，≪商業的社会≫を研究する者であるから，ここでいう予想価格はきわめて客観的な性質のものである。そうして，その予想を行なうさいの条件は，「すくなくとも完全な自由がある場合，もしくは，彼が好むままにその業種を転換することのできる場合」と述べられている。パラグラフ（6）の「完全な自由」(perfect liberty) という語句には，キャナンによって編者脚注[1]が付せられていて[12]，そこで，『国富論』キャナン版第Ⅰ巻の pp. 64, 101 にも同じ語句が見出されることが指摘されている。その p. 64というのは，同じ第Ⅶ章のパラグラフ (30) を，また，p. 101 というのは，本稿で取り上げる第Ⅺ章の冒頭のパラグラフ（1）と (2) を指すのである。そうして，このことは，第Ⅰ編第Ⅲ部における章立ての中で第Ⅹ章の占める位置が，第Ⅶ章におけるスミスの市場価格の理論の陳述の仕方をそのまま反映していることを示している。

スミスが賃金と利潤の自然率を地代のそれとは別個に取り上げる，もっと明確な理由は，第Ⅶ章の§3の (iii)「市場価格の一時的変動が賃金と利潤に及ぼす影響について」を構成するパラグラフ (18) と (19) の中に見出される。まず，前者において，スミスは次のように述べている。

(18)「いかなる商品であれ，その市場価格の偶発的かつ一時的な変動は，主として，その

10) *Ibid.*, pp. 57-58.
11) *Ibid.*, p. 58.
12) *Ibid.*, p. 58n.

価格のうちの賃金と利潤に帰着する部分に影響を及ぼすのである。地代に帰着する部分は，そのような変動によって影響されることがより少ない。貨幣表示で確定している地代（a rent certain in money）は，その率においてであれ，あるいは，その額においてであれ（either in its rate or in its value），そのような変動の影響を少しも受けることがない。原生産物（rude produce）の一定割合か，あるいは，一定量で確定している地代は，その年価値額において（in its yearly value），その原生産物の市場価格の偶発的かつ一時的なあらゆる変動の影響を，疑いもなく，受けるであろうけれども，しかし，それは年当たりの率では（in its yearly rate），ほとんど影響されることがないであろう。借地契約の条件を設定するさいに，その地主と農業者は，彼らの最善の判断に従って，その率を，その生産物の一時的かつ偶発的な価格に対するのではなくて，その平均的ないし通常的な価格に対して調整するよう努力するのである。」[13]

このパラグラフの第1センテンスに述べられている命題は，「いかなる商品」に対しても成立すべきものとして述べられていることにまず注意しよう。「土地の生産物」，あるいは「原生産物」としての商品の価格の中には，その生産に直接雇用された土地の使用に対する支払いとしての地代部分が無視することのできない大きさで存在しうるけれども，「労働の生産物」，あるいは，製造業の製品としての商品の価格については，そのような地代部分は無視することができるであろう。それゆえ，後者の諸商品については，それらの「市場価格の偶発的かつ一時的な変動は，主として，その価格のうちの賃金と利潤に帰着する部分に影響を及ぼす」という命題がそのまま妥当することは自明である。

そこで，われわれは，もっぱら原生産物の場合について，この命題を考えてみることにしよう。いま第 $t$ 年の原生産物の粗収穫量を $X_t$，そして，その年におけるその市場価格を $P_t$ で表示する。さらに，ある借地契約期間の年数を $n$ とすると，その契約期間中の原生産物の粗収益の系列は，

$$P_1X_1,\ P_2X_2,\ \cdots\cdots,\ P_nX_n$$

と表わされる。

まず，「貨幣表示で確定している地代」，あるいは，金納地代の場合について考えると，地主と農業者は借地契約の条件を設定するさいに，その契約期間中に生じる上掲のような粗収益の系列について，「彼らの最善の判断」に基づいて，一つの予測を行なわなくてはならない。その予測は，粗収穫量 $X_t$ の平均的ないし通常的な値に加えて，市場価格 $P_t$ の平均的ないし通常的な水準を含むであろう。契約の両当事者の予測に基づいて合意された標準粗収益を $P^*X^*$ としよう。議論を単純にするために，$P^*$ は自然価格の水準に一致しているものと想定しよう。

いま，金納地代の年当たり契約額を $R$ とすると，この「貨幣表示で確定している地代」は，上記の標準粗収益の一定割合 $\rho$ に相当するものと設定されていることになろう。すなわち，

$$R=\rho P^*X^*$$

である。この「貨幣表示で確定している地代」が，原生産物の市場価格 $P_t$ の偶発的かつ一時的な変動の影響を，その率 $\rho$ においても，また，その価値額 $R$ においても，けっして受けることがないことは，借地契約のあり方からいって当然である。そのとき，契約期間中の第 $t$ 年における賃金 $W_t$ と利潤 $\Pi_t$ の総額は，現実の粗収益から地代を差し引いた残余に等しくなるであろう。すなわち，

$$W_t+\Pi_t=P_tX_t-\rho P^*X^* \qquad \cdots\cdots(1)$$

である。

とくに自然価格が実現している状態を考えると，(1)式は

$$W^*+\Pi^*=P^*X^*-\rho P^*X^* \qquad \cdots\cdots(2)$$

と書くことができる。ここで，$W^*$ と $\Pi^*$ は，それぞれ，自然率に従って受領される賃金と利

13) *Ibid.*, p. 61.

潤の額である。

(1)式と(2)式の差をとると,

$$(W_t-W^*)+(\Pi_t-\Pi^*)$$
$$=P_tX_t-P^*X^* \qquad \cdots\cdots(3)$$

が得られる。

いま，かりに，第 $t$ 年が不作の年で，その年の粗収穫量が標準収穫量を下回り ($X_t<X^*$)，市場に出荷される原生産物の量がスミスのいわゆる「有効需要」に対して不足するものと想定しよう。このような状況における市場価格の動向を，スミスは同じ章のパラグラフ(9)で次のように述べているのであった。

(9)「いかなる商品であれ，市場に出荷される数量がその有効需要に足りないときには，その商品を出荷するために支払われなくてはならなかった地代，賃金，および利潤の全価値を支払う意思のある人々のすべてが，彼らの欲する数量を供給されることはありえない。彼らの一部の人々は，それ無しですますよりは，むしろもっと高い支払いをする意思を持つであろう。これらの人々の間で，たちまち競争が始まり，その市場価格は自然価格よりも高くなるが，それが大幅に高くなるか否かは，その商品の品不足の程度や，あるいは，競争者たちの富裕さと気ままな贅沢さが，たまたまその競争の熱度 (the eagerness of the competition) を大幅に高めるか否かによるのである。同等の富裕さと贅沢さを有する競争者たちの間でも，一般的にいって，同じ程度の品不足が引き起こす競争の熱度は高いことも低いこともあるであろうが，そのような相違は，その商品の取得が彼らにとって，たまたま重要な意味を持つか否かによるものである。したがって，都市の封鎖中や，あるいは飢饉の時期に，生活必需品の価格は法外なものになるのである。」[14]

それゆえ，われわれはスミスの論理に従って，原生産物の市場価格 $P_t$ がその自然価格 $P^*$ をかなり大幅に上回るであろうと想定することができる。しかし，それがどの程度に上回ると想定しなくてはならないかを，もう少し明確にするために，粗収穫量が標準収穫量を下回る割合を $\alpha$，市場価格が自然価格を上回る割合を $\beta$ と表示して考えてみよう。定義によって，

$$\alpha=-\frac{X_t-X^*}{X^*}$$

$$\beta=\frac{P_t-P^*}{P^*}$$

である。われわれの想定のもとでは，$\alpha$ と $\beta$ はともに正の値をとる。これらの式は

$$X_t=(1-\alpha)X^*$$
$$P_t=(1+\beta)P^*$$

とも書くことができるから，両者の積は

$$P_tX_t=(1-\alpha)(1+\beta)P^*X^*$$

となる。それゆえ，標準粗収益に対する第 $t$ 年の粗収益の比率は

$$\frac{P_tX_t}{P^*X^*}=(1-\alpha)(1+\beta)$$

と表わされる。そこで，この比率が1よりも大きくなるための条件を考えよう。いまかりに，$\alpha$ と $\beta$ がともに微小な値をとるとしたなら，両者の積 $\alpha\beta$ の値は無視してよいであろうから，

$$\alpha<\beta$$

を，その条件とすることができるであろう。$\alpha$ と $\beta$ の定義から，両者の比率 $\alpha/\beta$ は広い意味における「需要の弾力性」係数の形をしていることが明らかであるので，この条件はその係数が1よりも小さいこと，いわば「需要が非弾力的であること」を示すものと受け取ることができよう。

しかし，われわれの議論ではそのような近似法を適用するわけにはいかないので，標準粗収益に対する第 $t$ 年の粗収益の比率が1よりも大きくなるための条件は

$$\alpha<\frac{\beta}{1+\beta} \qquad \cdots\cdots(4)$$

とされなくてはならない。$\alpha$ は $\beta$ に対してかなりの幅で小さくなくてはならないのである。この条件が成立するかぎりにおいて，

14) *Ibid.*, pp. 58–59. 訳文は拙稿「賃金基金説の系譜について(8)」同上誌，p. 154 (374) から再掲。

$$P_tX_t > P^*X^*$$

であるから，上掲(3)式の右辺は正の値をとることになる。それゆえ，

$$(W_t - W^*) + (\Pi_t - \Pi^*) > 0$$

となって，すくなくとも，

$$W_t > W^*$$

か，あるいは，

$$\Pi_t > \Pi^*$$

かの，いずれか一方が必ず成立することが，そうして，おそらくは，両方が同時に成立するであろうことが示されるのである。以上によって，原生産物の市場価格の偶発的かつ一時的な変動は，地代が「貨幣表示で確定している」場合，その価格のうちの賃金と利潤に帰着する部分にもっぱら影響を及ぼすのみで，地代部分にはまったく影響を与えないことが明らかにされたのである。それが，スミスのパラグラフ(18)の冒頭に述べられている命題の中に包含されていることは，いうまでもないであろう。

次に，「原生産物の一定割合か，あるいは，一定量で確定している地代」，すなわち，物納地代の場合を考えてみよう。その場合，借地契約の両当事者の間でその期間中の標準収穫量 $X^*$ について合意が成立すると，毎年の地代 $Q$ はその標準収穫量の一定割合に相当するように設定されるであろう。その割合を $\lambda$ とすると，

$$Q = \lambda X^*$$

である。第 $t$ 年におけるその地代の名目額を $R_t$ で表示すれば，

$$R_t = P_tQ = \lambda P_tX^*$$

でなくてはならない。すなわち，「原生産物の一定割合か，あるいは，一定量で確定している地代」を考えると，「その年価値額」(its yearly value) は標準収穫量の時価の一定割合に相当するわけである。

この場合にも，前の場合と同様に，第 $t$ 年における賃金 $W_t$ と利潤 $\Pi_t$ の総額は，現実の粗収益 $P_tX_t$ から地代名目額 $R_t$ を差し引いた残余に等しくなるから，

$$W_t + \Pi_t = P_tX_t - \lambda P_tX^* \quad \cdots\cdots(5)$$

が成立する。そうして，自然価格が成立している状態を想定すると，（5）式は

$$W^* + \Pi^* = P^*X^* - \lambda P^*X^* \quad \cdots\cdots(6)$$

と書くことができる。（5）式と（6）式の差をとると，

$$(W_t - W^*) + (\Pi_t - \Pi^*) = P_tX_t - P^*X^* - \lambda(P_t - P^*)X^*$$

であるが，この式の右辺を $\alpha$ と $\beta$ で書き直すと，

$$(W_t - W^*) + (\Pi_t - \Pi^*) = \{(1-\lambda)\beta - \alpha(1+\beta)\}P^*X^* \quad \cdots\cdots(7)$$

が成立する。

（7）式の右辺が正の値になるための条件は

$$\alpha < \frac{\beta}{1+\beta}(1-\lambda) \quad \cdots\cdots(8)$$

である。この条件（8）の係数 $(1-\lambda)$ が1よりも小さい正の値をとることに留意して，それを，金納地代の場合の（3）式の右辺が正の値になるための条件（4）と比較すると，物納地代の場合の条件（8）のほうが厳しい条件になっていることがわかるであろう。

それゆえ，$\alpha$ が $\beta$ に比較してきわめて小さく，条件（8）が満たされるものと想定するならば，地代が貨幣表示で確定しているか，あるいは，原生産物の数量で確定しているかにかかわりなく，

$$(W_t - W^*) + (\Pi_t - \Pi^*) > 0$$

が成立して，原生産物の市場価格の偶発的かつ一時的な変動は，主として，その価格のうちの賃金と利潤に帰着する部分に影響を及ぼすことになるのである。

もっとも，物納地代の場合，

$$R_t = (1+\beta)\lambda P^*X^*$$

が成立するから，その地代の時価，すなわち，「その年の価値額」(its yearly value) は原生産物の市場価格の比較的に大幅な変動率 $\beta$ の影響を受けて，標準粗収益の一定割合，すなわち，$\lambda P^*X^*$ からかなり大幅に乖離する。それと同時に，

$$R_t = \frac{1}{1-\alpha}\lambda P_tX_t$$

が成立するから，第 $t$ 年の粗収益 $P_tX_t$ に対する地代の名目額の率（its yearly rate）は約定率 $\lambda$ からあまり大きく乖離しない。なぜなら，スミスは粗収穫量の変動率 $\alpha$ が，市場価格の変動率に比較すると，かなり小さいことを想定しているからである。

以上のような論理によって，商品の市場価格の偶発的かつ一時的な変動が地代に及ぼす効果から，それが賃金と利潤に及ぼす効果を区別したうえで，スミスはパラグラフ（19）に進み，後者の諸効果がどのようにして生み出されるかを説明している。その説明はこうである。

（19）「このような〔市場価格の偶発的かつ一時的な〕変動は，市場がたまたま，諸商品についてか，あるいは労働についてか，そうして，完成品（work done）についてか，あるいは原材料（work to be done）について，供給過剰（over-stocked）になっているか，あるいは供給不足（under-stocked）になっているかに応じて，賃金の，あるいは，利潤の価値額と率の双方に影響を及ぼすのである。国葬が行なわれると喪服（black cloth[1]）の価格は（その市場がこのような機会にはほとんどつねに供給不足になるから）騰貴し，そうして，それをかなりの量で保有している商人の利潤を増大させる。それは織布職人の賃金には何の効果も与えない。市場は，労働についてではなく，商品について供給不足になるのであり，また，原材料についてではなく，完成品について供給不足になるからである。それは傭いの仕立て職人（journeymen taylors）の賃金を上昇させる。市場はここで労働について供給不足になるからである。そこには，調達することのできるよりも多くの労働に対する，より多くの原材料に対する有効需要が存在する（There is an effectual demand for more[2] labour, for more work to be done than can be had.）。それは，色物の絹やその他の衣服の価格を低下させ，そうして，そのことによって，それらについてかなりの量の在庫を有する商人たちの利潤を減少させる。それはまた，このような商品を調製するために雇用される職人たちの賃金を低下させる。それらの商品に対するあらゆる需要が，6カ月間，そして，おそらくは12カ月間にわたって停止するからである。市場は，ここでは，商品と労働の双方について供給過剰になるからである。」[15]

地代を捨象して，賃金と利潤への効果に焦点を合わせることになれば，商品の例として原生産物を考えるよりも，工業製品を考えるほうが都合がよいことは明らかである。それゆえ，スミスは国葬によって引き起こされる喪服の市場価格の偶発的かつ一時的な上昇を例にとって議論を進めるのである。パラグラフ（19）の「喪服」（black cloth）という語句には，キャナンによる編者脚注[1]が付けられてあり，キャナン版第Ⅰ巻の p. 117 でも喪服の事例が見出されることが指摘されている。その p. 117 は，われわれが以下で取り上げる第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」のパラグラフ（49）を含むページであり，そうして，そのことは，ここでわれわれが紹介しようとしている第Ⅶ章のパラグラフ（19）の議論と第Ⅹ章の議論との間に緊密なつながりがあることを強く示唆するものである。

さて，パラグラフ（19）の議論において，スミスは商品の市場価格の偶発的かつ一時的な上昇の効果の波及過程を，一連の加工段階のつながりの中で考えている。われわれが前稿において，スミスの第Ⅸ章「ストックの利潤について」の末尾のパラグラフ（24）に述べられている数値例をモデル化したとき，そのモデルは次のような形式になっていた。

$$P_1=W(1+r)$$
$$P_i=(W+P_{i-1})(1+r) \qquad i=2,\ 3,\ \cdots,\ s.$$

そこで，すべての生産段階の賃金費用と利潤率を一律に $W$ と $r$ にしたのは，賃金率と利潤率の全般的な上昇が最終生産物としての商品の

15) *Ibid.*, p. 61.

名目価格にどのような影響を及ぼすかという問題の基本的な性質を端的に表現するための手段，いわば，レトリックであったのである。第Ⅶ章のパラグラフ（19）の議論も，これと似た形式の定差方程式の体系にモデル化することができるけれども，しかし，この場合の問題の性質上，われわれは各生産段階の賃金率と利潤率の格差を明示的に取り扱わなくてはならない。そこで，次のようなモデルを考えてみよう。

$$P_1=W_1(1+r_1)+R$$
$$P_i=(W_i+P_{i-1})(i+r_i)$$
$$i=2,\ 3,\ \cdots,\ \sigma.$$

このモデルの第1方程式は原生産物の費用方程式で，$R$ は地代である。資本は賃金基金だけを考えているので，$r_1W_1$ は利潤の名目額になる。それを $\Pi_1$ という記号で置き換えると，第1方程式は

$$W_1+\Pi_1=P_1-R$$

と書くことができて，さきにわれわれがスミスのパラグラフ（18）の議論の解説のために利用したものと同じ形式になる。

第2段階以降の生産物の費用方程式である第 $i$ 方程式では地代は無視されている。しかし，資本は賃金基金に加えて，原材料の前払いのための流動資本から成るので，利潤の名目額は $(W_i+P_{i-1})r_i$ になる。それを $\Pi_i$ という記号で表わすと，第 $i$ 方程式は

$$W_i+\Pi_i=P_i-P_{i-1}$$

と書くことができる。

さて，このモデルを利用して，スミスのパラグラフ（19）の議論の骨子を説明すると次のようになるであろう。まず，「喪服」という商品を第 $\sigma$ 段階の「完成品」(work done) とし，その材料となる服地をこの段階の「原材料」(work to be done) としよう。この服地は，当然，第 $(\sigma-1)$ 段階の「完成品」である。第 $\sigma$ 段階で「喪服」を調製する「傭いの仕立て職人」(journeymen taylors) の賃金は $W_\sigma$ の中から支払われ，そうして，第 $(\sigma-1)$ 段階でその服地を織る「織布職人」(weavers) の賃金は $W_{\sigma-1}$ の中から支払われるのである。

いま，国葬という偶発事が市場で喪服を一時的に供給不足にさせる結果，その商品の市場価格が偶発的かつ一時的に騰貴して，その名目売上げ額 $P_\sigma$ が $\alpha P_\sigma$ だけ増大するという状況を設定しよう。売り手の商人が「完成品」としての喪服の在庫を十分に持っているかぎりにおいて，価格上昇の効果はすべてこの商人の利潤の増加に吸収されるであろうから，費用方程式のバランスは

$$W_\sigma+(\Pi_\sigma+\Delta\Pi_\sigma)=(1+\alpha)P_\sigma-P_{\sigma-1}$$

という形で成立することになろう。この場合，賃金と原材料の前払いのための基金，すなわち，流動資本 $(W_\sigma+P_{\sigma-1})$ は不変であるから，

$$\alpha P_\sigma=\Delta\Pi_\sigma=(W_\sigma+P_{\sigma-1})\Delta r_\sigma \quad \cdots\cdots(9)$$

となって，価格上昇の効果は，この商人の利潤率の上昇によってすべて吸収されてしまうのである。ここで急いでつけ加えると，われわれの費用方程式の中には，流動資本としての「完成品」のストックの存在が明示的に組み込まれていないという難点があるけれども，偶発的かつ一時的な需要の増加に伴なう「完成品」在庫の取り崩しは，この商人の利潤率が上昇するという，われわれの結論を妨げるものではないので，このような費用方程式を次善の表現形式として利用することは許されるであろう。

次に，喪服の供給不足の状態が少し長く続くと，商人のかかえる「完成品」の在庫がやがて底をつく怖れがでてくるであろう。それゆえ，この商人は「傭いの仕立て職人」の労働の雇用を増加させる必要が生じる。そのこと自体だけで賃金基金 $W_\sigma$ が積み増しされる理由になるけれども，スミスはそれに加えて，「市場はここで（すなわち，傭いの仕立て職人の）労働について供給不足になる」と述べて，仕立て職人の賃金率の上昇を示唆しているのであった。それゆえ，このようにして生じる賃金支払い額の増加を $\Delta W_\sigma$ で表示すると，費用方程式のバランスは次のような形で成立しなくてはならないであろう。すなわち，

$$(W_\sigma+\Delta W_\sigma)+(\Pi_\sigma+\Delta'\Pi_\sigma)$$
$$=(1+\alpha)P_\sigma-P_{\sigma-1}$$

ただし,

$$\Delta'\Pi_\sigma=(W_\sigma+\Delta W_\sigma+P_{\sigma-1})\,\Delta' r_\sigma \quad \cdots\cdots(10)$$

ここで，利潤率の上昇なしに賃金基金が増加することは，古典派の賃金基金説に立つかぎり，考えられないことに注意しておこう。賃金基金の増加は資本蓄積の一つの局面であって，他の事情にして等しきかぎり，利潤率の上昇によって蓄積の誘因が生じないならば，この商人が賃金基金を増加させることは考えにくいのである。それゆえ，喪服の市場価格の上昇の効果は，この場合，

$$\alpha P_\sigma=\Delta W_\sigma+\Delta'\Pi_\sigma$$

という形で，賃金基金の増大と利潤率の上昇によって吸収されるであろう。

さて，喪服の供給不足がさらに長く続くならば，この商人のかかえる「原材料」のストックが底をつく怖れがでてくるであろう。このことについて，スミスはパラグラフ (19) で次のように述べているのであった。

「そこには，調達することのできるよりも多くの労働に対する，より多くの原材料に対する有効需要が存在する (There is an effectual demand for more[2] labour, for more work to be done than can be had.)。」[16]

われわれは，すでに，『国富論』第Ⅰ編第Ⅶ章「労働の賃金について」を検討したさいに，スミスの≪賃金基金説≫が，事実上，「労働に対する有効需要の理論」であると述べると同時に，その用語法がスミス自身のものではないと断わっていたのである[17]。すなわち，スミスは第Ⅶ章で商品の市場価格の変動を論じるさいの機軸的な概念として，「商品に対する有効需要」という語句を用いているけれども，第Ⅶ章において，「労働」の価格である賃金を論じるときには，彼の≪賃金基金説≫が「労働に対する有効需要」を説明する原理であるというような言葉使いをけっしてすることがないのであった。このような事実に照らして，上掲の引用文中の「……労働に対する有効需要」(an effectual demand for …… labour) という言葉使いは，きわめて例外的なものであるように思われる。

さらに，その語句の中の 'labour' という単語の前の 'more' という語には，キャナンによって編者脚注[2]が付せられていて，その語が初版にはないことが指摘されている[18]。すなわち，キャナンの指示に従えば，この文章は初版では次のようになっているわけである。

There is an effectual demand for labour, for more work to be done than can be had.

スミスは『国富論』の初版を改訂するさいに，この文章の中の 'labour' の前に 'more' をつけ加えたわけであるが，そのことは初版の文章が誤りであることを必ずしも意味しない。'more' の追加によって，文章の構成が正しくなったというよりも，むしろ，文章のニュアンスが少し変えられたのである。というのは，'There is an effectual demand for labour' という文節だけで，「労働に対する有効需要が増加している」ことが十分に示唆されうると考えられるからである。そうして，それに加えて，さらに，'for more work to be done than can be had'（保有することのできるよりも多くの原材料に対しても）と追い打ちがかけられているわけである。そのような感じを出すように初版の原文を訳すと，たとえば，次のようになるであろう。

「そこには労働に対する有効需要があって，保有することのできるよりも多くの原材料に対しても需要が生じる。」

この訳文を，上掲のキャナン版の原文の訳文と比較するならば，ニュアンスの変化はおのずと明らかになるであろう。しかし，両者の間に

16) *Ibid.*

17) 拙稿「賃金基金説の系譜について(11)」本誌第37巻第2号 (1987年9月), pp. 185 (323)–187 (325), および，「賃金基金説の系譜について(13)」本誌第37巻第4号 (1988年3月), p. 126(566)を見よ。

18) Smith, *op. cit*,. p. 61n. 2.

実質的に意味の違いはないといってよいであろう。

ところで，これらの文章は，労働に対する需要と，原材料すなわち流動資本に対する需要が相い伴なって生じることを示唆している点で，古典派経済学の特徴をきわめて鮮明に打ち出していることに注目したい。≪賃金基金説≫を「労働に対する有効需要の理論」とすることを古典派経済学の基本的な特徴の一つと見るならば，古典派の世界では，賃金基金の増加，すなわち，追加的な投資なくして，労働に対する需要の増加はありえないことになろう。これに対して，1890年代以降の限界生産力説に立つ新古典派の世界では，流動資本の存在が捨象され，固定資本は所与とされて，議論が進められるために，あたかも追加的な投資から独立に，労働に対する需要が増加しうるかのような論理が構築されているのである。とするならば，1930年代にケインズが打ち出した雇用理論は，追加的な投資が労働の雇用の増加のための機軸的要因であることを強調するという点において，古典派経済学への回帰の企てであるという，いささか皮肉な見方が成り立つかもしれない。

それはさておき，スミスのこの陳述は，喪服の市場価格のこのような偶発的かつ一時的な騰貴が，やがて，傭いの仕立て職人たちの賃金の上昇に加えて，「原材料」である服地の市場価格の上昇を引き起こすであろうことを示唆している。その前に，スミスは「それは織布職人の賃金には何の効果も与えない」と述べているので，われわれは $P_{\sigma-1}$ の上昇分は親方織布職人の利潤の増加分 $\Delta\Pi_{\sigma-1}$ によって，すべて吸収される状態を考えることができる。その状態における費用方程式のバランスは次のようになっているであろう。

$$(W_\sigma+\Delta'W_\sigma)+(\Pi_\sigma+\Delta''\Pi_\sigma)=(1+\alpha)P_\sigma-(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1}),$$

$$\Delta''\Pi_\sigma=\{(W_\sigma+\Delta'W_\sigma)+(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})\}\Delta''r, \quad \cdots\cdots(11)$$

$$W_{\sigma-1}+(\Pi_{\sigma-1}+\Delta\Pi_{\sigma-1})=(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})-P_{\sigma-2},$$

$$\Delta\Pi_{\sigma-1}=(W_{\sigma-1}+P_{\sigma-2})\Delta r_{\sigma-1} \quad \cdots\cdots(12)$$

が変化する部分であって，第 $(\sigma-2)$ 段階以前の諸段階には効果は及ぶことがないのである。

しかしながら，喪服の市場価格の偶発的かつ一時的な上昇の効果が及ぶ範囲をもっと前の段階へと広げて行くことは形式的には可能であって，そうするならば，窮極においてその効果は第1段階の方程式

$$W_1+\Pi_1=P_1-R$$

にまで及ぶことになるであろう。そうして，このとき，$P_1$ の上昇が地代 $R$ には効果を及ぼし難い事情の説明は，上掲のパラグラフ (18) で述べられているのであった。

ここでは，上に示した諸方程式のうち，(9)，(10)，(11)，および (12) の四本の方程式で表わされている利潤部分への効果だけについて注釈を加えるにとどめよう。まず，第 $\sigma$ 段階の商人の利潤にかんする(9)，(10)，および(11)式は，市場価格の上昇分が，それぞれ，商人の利潤率の上昇によってだけ吸収される場合，傭いの仕立て職人たちの賃金率の上昇にも吸収される場合，および，「原材料」の仕入れ価格の上昇によっても吸収される場合について，利潤部分を増加させる要因の違いを示している。(9) 式の場合，流動資本の大きさが変化しないので，利潤部分の増加に比例して利潤率だけが上昇することになるから，利潤率の上昇幅はこの場合に最大になるであろう。(10) 式の場合，賃金基金の増大を伴なうものの，「原材料」の前払い基金が増加しないので，労働の雇用量の増加の幅はその分だけ小さくなり，したがって，賃金率の上昇分の比重がその分だけ大きくなるであろう。しかし，賃金基金の増加分だけ流動資本が増大するので，利潤率の上昇幅は (9) 式の場合よりも小さくなっているにちがいない。(11) 式の場合，「原材料」の前払い基金の増加があるので，流動資本の増大は最も大幅であり，したがって，利潤率の上昇幅は最も

小さくなる。そうして,「原材料」が増加した分だけ労働の雇用量も増加するであろうから,賃金基金の増加分の中に占める雇用量増加分の比重が,(10) 式の場合よりも大きくなっているであろう。これらの (9), (10), および (11) 式が示している商品の市場価格上昇の効果の波及様式は,たんに第 $\sigma$ 段階にのみ妥当するにとどまらず,それ以前の諸段階における波及様式をも示唆していることに注意しよう。そうして,第 $(\sigma-1)$ 段階の方程式 (12) が第 $\sigma$ 段階の (9) 式と同じ形式になっていることに注目すれば,上に示した (9), (10), および (11) 式とまったく同じ要領で,第2段階までの波及効果を論じることが,形式的には可能であることが容易に了解されるであろう。以上で,スミスのパラグラフ (19) の前半の陳述の説明を終わりにする。

さて,パラグラフ (19) の後半部分において,スミスは「喪服」(black cloth) と,いわば代替的関係にある「色物の絹服やその他の衣服」(coloured silks and cloths) の市場価格に及ぶところの,国葬の影響に言及している。いま,これら色物の衣服の製造にかんする費用方程式を

$$P_s=(W_s+P_{s-1})(1+r_s)$$

と表わすなら,

$$W_s+\Pi_s=P_s-P_{s-1}$$
$$\Pi_s=(W_s+P_{s-1})r_s$$

が成立する。スミスは,「それらについてかなりの量の在庫を有する商人たちの利潤」が低下すると同時に,「このような商品を調製するために雇用される職人たちの賃金」も低下すると述べているのであるから,その費用方程式について新しく生じるバランスは,上述の (10) 式の場合と同様の形式で,

$$(W_s+\Delta W_s)+(\Pi_s+\Delta\Pi_s)=(P_s+\Delta P_s)-P_{s-1},$$
$$\Delta\Pi_s=(W_s+\Delta W_s+P_{s-1})\Delta r_s$$

と表現されるであろう。もっとも,この場合,商品の市場価格,利潤,および賃金ともに低下するのであるから

$$\Delta P_s<0,$$
$$\Delta\Pi_s<0,$$
$$\Delta W_s<0,$$

である。

スミスがパラグラフ (19) において明示的に述べているのはここまでではあるけれども,そのパラグラフの前半の議論のありようから,第 $s$ 段階の「原材料」の仕入れ価格 $P_{s-1}$ が低下する可能性も十分に暗示されていると受け取ることができる。その場合について少し論じてみることにしよう。

議論を単純にするために,色物の衣服の「原材料」を喪服の「原材料」と同じ服地であると想定しよう。すなわち,第 $(s-1)$ 段階の商品と第 $(\sigma-1)$ 段階の商品は同じものであることになる。いま,服地の価値額 $P_{\sigma-1}$ の $100\mu$ パーセントが喪服商人の仕入れ総額であり,そうして,残りの $100(1-\mu)$ パーセントが色物の衣服の商人の仕入れ総額であるとするならば,それらに関連する費用方程式は,

$$P_\sigma=(W_\sigma+\mu P_{\sigma-1})(1+r_\sigma)$$
$$P_s=\{W_s+(1-\mu)P_{\sigma-1}\}(1+r_s)$$
$$P_{\sigma-1}=(W_{\sigma-1}+P_{\sigma-2})(1+r_{\sigma-1})$$

である。これらは次のように書き直すことができる。

$$W_\sigma+\Pi_\sigma=P_\sigma-\mu P_{\sigma-1}$$
$$W_s+\Pi_s=P_s-(1-\mu)P_{\sigma-1}$$
$$W_{\sigma-1}+\Pi_{\sigma-1}=P_{\sigma-1}-P_{\sigma-2}$$

ただし,

$$\Pi_\sigma=(W_\sigma+\mu P_{\sigma-1})r_\sigma$$
$$\Pi_s=\{W_s+(1-\mu)P_{\sigma-1}\}r_s$$
$$\Pi_{\sigma-1}=(W_{\sigma-1}+P_{\sigma-2})r_{\sigma-1}$$

である。

ここで,喪服の市場価格が $100\alpha$ パーセントほど上昇するとき,色物の衣服のそれは $100\beta$ パーセントだけ低下するものと想定して,価格変化後の費用方程式を見ると,

$$(W_\sigma+\Delta W_\sigma)+(\Pi_\sigma+\Delta\Pi_\sigma)=(1+\alpha)P_\sigma-\mu(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})$$

$$(W_s+\Delta W_s)+(\Pi_s+\Delta\Pi_s)$$
$$=(1-\beta)P_s-(1-\mu)(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})$$
$$W_{\sigma-1}+(\Pi_{\sigma-1}+\Delta\Pi_{\sigma-1})$$
$$=(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})-P_{\sigma-2}$$

ただし，ここで

$$\Delta\Pi_\sigma=\{(W_\sigma+\Delta W_\sigma)+\mu(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})\}\Delta r_\sigma$$
$$\Delta\Pi_s=\{(W_s+\Delta W_s)+(1-\mu)(P_{\sigma-1}+\Delta P_{\sigma-1})\}\Delta r_s$$
$$\Delta\Pi_{\sigma-1}=(W_{\sigma-s}+P_{\sigma-2})\Delta r_{\sigma-1}$$

であって，親方織布職人の利潤の増加は，もっぱら利潤率の上昇によって生じているわけである。

喪服と色物の衣服の費用方程式について，市場価格の変化後のものと，変化前のものとの差をとると，

$$\Delta W_\sigma+\Delta\Pi_\sigma=\alpha P_\sigma-\mu\Delta P_{\sigma-1}$$
$$\Delta W_s+\Delta\Pi_s=-\beta P_s-(1-\mu)\Delta P_{\sigma-1}$$

である。両者を加え合わせると，

$$(\Delta W_\sigma+\Delta\Pi_\sigma)+(\Delta W_s+\Delta\Pi_s)=\alpha P_\sigma-\beta P_s-\Delta P_{\sigma-1}\quad\cdots\cdots(13)$$

が得られる。

いま，喪服への出費の増加がもっぱら色物の衣服への出費の削減によって埋め合わされるものと想定すると，

$$\alpha P_\sigma=\beta P_s$$

であるから，(13) 式は

$$-\Delta P_{\sigma-1}=(\Delta W_\sigma+\Delta\Pi_\sigma)+(\Delta W_s+\Delta\Pi_s)$$

に帰着する。ここで，$\Delta P_{\sigma-1}$，$\Delta W_s$，および $\Delta\Pi_s$ が負の値で考えられていることを顧慮すると，次のように言うことができるであろう。すなわち，服地の市場価格の低下する幅の大きさは，喪服商人の利潤とその傭いの仕立て職人たちの賃金との増加分と，そうして，色物の衣服の商人の利潤とその傭いの仕立て職人たちの賃金との減少分の差に等しい。とくに前者の増加分と後者の減少分が等しいときには，喪服の市場価格の上昇と色物の衣服のそれの低下が，それぞれ服地の市場価格に及ぼす効果は相殺されて，服地の市場価格は不変にとどまり，これらの効果がそれ以前の生産段階に波及することはない。このことは，商品の市場価格の偶発的かつ一時的な変動の効果が波及する範囲が，かなり狭いものになりうることを示唆しているように思われる。

『国富論』第Ⅰ編第Ⅶ章「商品の自然価格と市場価格について」の中に述べられている以上のような論点を想起するとき，スミスが第Ⅷ章「労働の賃金について」と第Ⅸ章「ストックの利潤について」の次に，いま一つ，第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」という長大な章を設けた理由は，もはや，十分に明らかであろう。

## LVI

『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」は，第Ⅰ編に含まれる諸章のなかでは，第Ⅺ章「土地の賃貸料（地代）について」に次ぐ長大な章で，合計118個のパラグラフから成り，それらのパラグラフは，その章の「まえがき」に相当する最初の3個のパラグラフを別にして，二つのグループにまとめられ，それぞれその章の節を構成している。以上を目次の形で示すと次のようになろう。

『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章
「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の
目　次

まえがき．パラグラフ（1）から（3）まで。
第Ⅰ節．雇用それ自体の性質から生じる不均等[19]。パラグラフ（4）から（55）まで。
第Ⅱ節．ヨーロッパの政策によって引き起こさ

19) Part I. Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves, *ibid.*, pp. 102–120.

れる不均等[20]。パラグラフ(56)から（118）まで。

まず，「まえがき」の部分から見ることにしよう。スミスは次のように述べている。

「（1）労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体（the whole of the advantages and disadvantages of the different employments）は，同じ地域の中で，それぞれ完全に等しくなっているか，あるいは，絶えず均等化する傾向があるにちがいない。同一の地域の中に，いかなる雇用であれ，その他の雇用よりも，有利性の点で明らかに優れているか，あるいは劣っているものがあるとしたならば，それが優れている場合には非常に多くの人々がその雇用に群がり集まるのに対して，それが劣っている場合には非常に多くの人々がその雇用を見捨てることであろうから，その結果として，その雇用の有利性は，たちまち，その他の雇用の有利性の水準に引き戻されることになるであろう。このようなことは，すくなくとも次のような社会において，事実として成立することであろう。すなわち，そこでは物事がそれらの自然的な成り行きに従うにまかせられ，完全な自由（perfect libry）[3]が存在し，そうして，すべての人々がみずから適当と考える雇用の場（occupation）を選らび取ることと，みずから適当と考えるたびごとに，それを変えることの両方において，完全に自由（perfectly free）であるような社会がそれである。そこでは，あらゆる人の利害が，みずから有利な雇用を求めるとともに，不利な雇用を避ける誘因になることであろう。

（2）金銭上の賃金と利潤（pecuniary wages and profit）は，じっさい，ヨーロッパのいたる所において，労働とストックの雇用がさまざまであるのに応じて，極度に異なっている。しかし，このような相違は，一つには，それらの雇用自体にかかわる一定の事情（certain circumstances in the employments themselves）から生じるのであり，そうして，それらの事情は，実質的に，あるいは，すくなくとも人間の想像の中で，ある場合には小さな金銭上の取得分（a small pecuniary gain）を補ない，また，別の場合には大きな金銭上の取得分を相殺しているのである。そうして，そのような相違は，いま一つには，ヨーロッパの政策から生じるのであって，その政策が，いかなる場所においても，事態を完全な自由（perfect liberty）にまかせておくことをしないのである。

（3）それらの事情と，そして，そのような政策とについて別個の考察を行なうために，本章は二つの節に分けられるであろう。」[21]

この章が二つの節に分けられる理由は，以上のスミスの陳述で十分に明らかであるけれども，後に出てくるキャナンの注釈を検討するための準備として，パラグラフ（1）と（2）の陳述の微妙な点について，もっと立ち入った考察を加えておこう。

パラグラフ（1）の第1センテンスに述べられている命題は，さまざまな雇用のそれぞれについて，その雇用の有利性と不利性を総合的に秤量できることを前提にしているように思われる。しかし，スミスはその秤量がいかなる尺度で行なわれるのかを，明示的には述べていないのである。いまかりに，ジェヴォンズやエッジワースたちのような，19世紀末イギリスの功利主義者の立場に立って，その秤量を「効用」（utility）によって行なうとしたならば，スミスの用いている「有利性と不利性」（advantages and disadvantages）という言葉は「効用と不効用」（utility and disutility）という功利主義者たちの用語によって置き換えられてよいかもしれない。そうしてよいとしたならば，通例の限界効用理論の場合と同じように，スミスの場合にも，ある種の≪理想的状態≫

20) Part II. Inequalities occasioned by the Policy of Europe, *ibid.*, pp. 120–144.

21) *Ibid.*, p. 101.

(an ideal state) を想定するならば,「金銭上の賃金と利潤」の格差を恒常的に生じさせる「それらの雇用自体にかかわる一定の事情」の有利性を価値の尺度で表現することができるであろう。そうして, スミスの場合に, その≪理想的状態≫の役割を演じるものは, パラグラフ(1)に述べられてあるように,「そこでは物事がそれらの自然的な成り行きに従うにまかせられ, 完全な自由が存在し, そうして, すべての人々がみずから適当と考える雇用の場をえらび取り, かつ, みずから適当と考えるたびごとに, それを変えることの両方において, 完全に自由であるような社会」(a society where things were left to follow their natural course, where there was perfect liberty, and where every man was perfectly free both to chuse what occupation he thought proper, and to change it as often as he thought proper) という概念であるであろう。この語句は, くり返えし用いるには余りにも長すぎるので, われわれは, 以下において, それを短縮して,≪完全な自由のある社会≫(a society where there was perfect liberty) という語句で表示することにしよう。

ところで, この語句が用いられているスミスの文章が仮定法過去のムードで書かれていることからもわかるように,≪完全な自由のある社会≫という概念は, 一つの仮構である。それはちょうど, スミスの「初期未開状態の社会」(that early and rude state of society) が理論上の仮構であったのと同じような仮構であって, いかなる実体を指示するものでもない。

さて, スミスの述べるところによれば,≪完全な自由のある社会≫では,「あらゆる人の利害が, みずから有利な雇用を求めるとともに, 不利な雇用を避ける誘因になることであろう」から,「労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体は, ……, それぞれ完全に等しくなっている……にちがいない。」そのとき成立している「金銭上の賃金と利潤」は, それぞれの雇用にかんする「有利性と不利性の全体」の中に含まれる「金銭上の取得分」になっているので, 残余の≪非金銭的な有利性≫(non-pecuniary advantages) も, 賃金と利潤が表示されるのと同じ価値の尺度によって, 表示されるのではないであろうか。このような可能性について, スミス自身はどのように考えるであろうか。このような問いを念頭におきながら, スミスの陳述の仕方を検討してみよう。

まず, 以上の説明の中でわれわれが用いている≪非金銭的な有利性≫という言葉は, スミス自身の用語法から逸脱したものであることに注意しよう。スミスは, 上掲のパラグラフ(2)の中で,「金銭上の賃金と利潤」(pecuniary wages and profit), および,「金銭的取得分」(pecuniary gain) というように, 賃金と利潤が「金銭上の」ものであることを明示的に表現しているけれども, それらを補ない, あるいは, 相殺するところの「雇用自体にかんする一定の事情」(certain circumstances in the employments themselves) が≪非金銭的な≫(non-pecuniary) ものであるとは書いていないのである。じっさい, 交換方式(システム)が高度に発達し広い範囲に及んでいる≪商業的社会≫では, ほとんどあらゆる事物が交換の対象とされかねない状態になっていて, スミスの言う「雇用自体にかんする一定の事情」でさえも, 必ずしも≪非金銭的な≫ものとは言い切れない場合のあることを考えると, スミスが≪非金銭的な有利性≫という言葉を使っていないことには立派な理由があると思われるのである。

しかしながら, スミスのこのような抑制から逸脱して≪非金銭的な有利性≫といったような言葉を使うならば, パラグラフ(1)の命題に, やゝ過剰な鮮明さを有する表現を与えることができる。その一例として, ボールディングの『経済分析』(第3版, 1955年) の第9章「有利性均等の原理」と第10章「有利性均等の原理の応

用」[22] に見られる議論を紹介することにしよう。これらの章の議論は，スミス『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の議論の現代版とも言うべきものである。ボールディングは次のように述べている。

「このような（諸資源の）配分は有利性均等の原理（the *principle of equal advantage*）と呼ぶことのできる一つの原理によって支配される。それは次のように述べることができよう。すなわち，いかなる資源であれ，それらの所有者たちが，もしも，現在それらが雇用されている用途よりも有利な仕方で，それらの資源を雇用することのできる用途が他にあると考えるならば，それらの資源は有利性のより小さい用途から，より大きい用途へと移転されるであろう。この移転の過程は，一般的に，資源が流入するほうの雇用の場（occupation）を以前よりも不利にする効果を有するであろう。そうして，資源が流出するほうの雇用の場を以前よりも有利にするであろう。それゆえ，人々の所有する諸資源は，彼ら自身の肉体であれ，あるいは，何か他の対象であれ，それらが現在雇用されているところのものとは異なる雇用の場において，より大きな有利性をもたらすであろうと信じる人々の存在するかぎり，一方の雇用の場から他方のそれへと移転されるであろう。以上の陳述の中で，われわれは≪有利性≫（"advantage"）という語に特定の意味を持たせて使用していることが注意されるべきである。というのは，それは貨幣的および非貨幣的有利性の両方（both monetary and nonmonetary advantages）を含むからである。人々が貨幣的報酬（monetary reward）の差違によってのみ動かされるとは，われわれは考えないのである。じっさい，やがて見るように，異なる雇用の場の間の貨幣的報酬における恒久的な格差は，人々が事実上，非貨幣的なものを顧慮すること（nonmonetary considerations）によって動かされているのだと考えることによって説明することができるのである。」[23]

ボールディングのこの陳述はスミスの議論の線に沿うものではあるけれども，彼がここで有利性の全体を二つに分けて，それらに「貨幣的有利性」（monetary advantage）と「非貨幣的有利性」（nonmonetary advantage）の名称を与えるのは，明らかに，スミスの用語法からの逸脱である。われわれは，当面のところ，ボールディングのこのような逸脱を受け容れて，彼の議論をもう少し先へと辿ることにしよう。彼は，第10章の冒頭で次のように述べる。

「有利性均等の原理の一つの重要な応用は，さまざまな形態の労働の賃金がなぜ異なるのか，さまざまな諸産業（various industries）における資本の利潤がなぜ異なるのか，そうして，さまざまな区画の土地の1エーカー当たりの地代がなぜ異なるのかを説明することである。」[24]

ボールディングのこの陳述の中には，現代の経済学の慣行がスミスの時代のそれと異なる点が，すくなくとも二つ顕われている。その一つは，「産業」（industries）という用語であって，スミスの場合にそれに対応する表現は，「農業」（agriculture），「製造業」（manufactures），および「商業」（commerce or trade）などの語をいちいち列挙するか，あるいは，場合によっては，「業種」（trades）という語で一括して表示することなどを，われわれはすでに見てきたのである。そうして，スミスの時代には，「勤労」（industry）という言葉は，「節倹」（thriftness）や「慎慮」（prudence）などとともに，倫理的な意味合いを濃厚に有する概念

22) Kenneth E. Boulding, *Economic Analysis* (London : Hamish Hamilton, 3rd ed. 1955), Chapter 9 : The Principle of Equal Advantage, pp. 168–181, and Chapter 10 : Some Applications of the Principle of Equal Advantage, pp. 182–196.

23) *Ibid.*, p. 169.

24) *Ibid.*, p. 182.

を表示するものであった。

いま一つの相違点は，われわれが前節で見たように，スミスは賃金と利潤の格差の問題を地代のそれとは切り離して考察しようとしているのに対して，ボールディングは彼の「有利性均等の原理」を機軸として，賃金と利潤の格差に加えて，地代のそれも同類の問題と看做す点にある。このような相違は，1890年代以降の限界生産力説の勃興が古典派経済学の分配理論の克服という旗じるしのもとに進行し，その理論があらゆる生産要素の報酬率を一律に規制する一般理論として受け容れられてきたことに由来するのである。

とはいえ，ボールディングも，じっさいには，労働の賃金に見られる格差を重点的に論じるのであって，彼の「有利性均等の原理」を資本と土地に適用することについては，手短かに議論の方向を示しているにすぎない。彼は，たとえば，次のように述べるのである。

「まず，労働の問題を考察することにしよう。……貨幣的報酬（monetary remuneration）のこのような格差は，われわれの経済体制にかんする最も顕著な事実の一つである。このような明白な事実をわれわれはどのようにして有利性均等の原理と調和させることができるのであろうか。この問いに対する答は二つの部分から成る。第1の部分は，貨幣的報酬が一つの雇用の場の有利性と不利性の全体（the whole of the advantages and disadvantages of an occupation）にはなっていないということである。その他にも，たとえば，仕事の快適さ，あるいは危険さ，雇用の恒常性，所得の確実性，労働者が居住しなくてはならない場所の魅力の度合，彼の仕事仲間のなじみやすさ，等々といったような，別の有利性ないし不利性が存在する。同一の貨幣的報酬を伴なう二つの雇用の場があって，それらは異なる非貨幣的有利性（nonmonetary advantages）を有するものと想定せよ。もしも，このような事態があるとしたならば，人々は非貨幣的有利性のより大きい雇用の場に流入すると同時に，非貨幣的有利性のより小さい雇用の場から流出して，ついには，前者における貨幣賃金が後者のそれよりも大幅に低下し，その結果，全体的に見ると，人々を一方の場から他方の場へと動かせる誘因がまったくなくなってしまうことであろう。もしも，AとBという二つの雇用の場が等しく接近しやすいものであるとするならば，次のように書くことができるであろう。すなわち，

$$\left[\begin{matrix}\text{Aの非貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] + \left[\begin{matrix}\text{Aの貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] = \left[\begin{matrix}\text{Bの非貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] + \left[\begin{matrix}\text{Bの貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right]$$

そうして，それゆえに，非貨幣的有利性が大きい雇用の場において，貨幣的有利性（すなわち，賃金）は，それに応じて小さくなる傾向が存在するであろう。」[25]

ボールディングの議論は，この後さらに，非貨幣的有利性を当座の（immediate）ものと，全生涯にわたる（"whole-life"）ものとに区別して，それぞれを詳細に分析し，ついで，賃金格差の説明の第2の部分において，「無知」（ignorance）と「移動の困難さ」（immobility）に帰着させられる格差を論じ，とくに後者については，政府やその他の組織体が作り出す「作為的な諸制限」（artificial restrictions）に議論が及ぶものであって，それをスミスの第X章の陳述とつき合わせて比較検討することは興味ある作業になりうるけれども，ここでわれわれがボールディングの議論を引き合いに出した主たる理由は，上の引用文中に示されている等式にある。いま，その等式を書き直して，

$$\left[\begin{matrix}\text{Aの貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] - \left[\begin{matrix}\text{Bの貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] = \left[\begin{matrix}\text{Bの非貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right] - \left[\begin{matrix}\text{Aの非貨幣的}\\ \text{有利性}\end{matrix}\right]$$

とするならば，その左辺はAとBの賃金格差で

25) *Ibid.*, pp. 182-183.

あるから，われわれは次のように言うことができるであろう。すなわち，ボールディングの言う「有利性均等の原理」が成立するかぎりにおいて，AとBの賃金格差は，BとAの「非貨幣的有利性」の相違の貨幣的表現になるであろう。

しかしながら，「非貨幣的有利性」がその言葉の真の意味において「非貨幣的」であることが，その有利さの度合を貨幣の尺度に通約することのできないという点に帰着させられなくてはならないとするならば，≪「非貨幣的有利性」の相違の貨幣的表現≫という語句は，たんなるアイロニーにとどまらず，それが指示する概念に論理的に重大な困難が伴なうことをわれわれに予想させるのである。それに対して，スミスの場合には，≪金銭上の有利性≫（pecuniary advantages）や≪非金銭上の有利性≫（non-pecuniary disadvantages）という言葉使いが回避されているので，このような困難は生じることがない。なるほど，スミスの≪商業的社会≫では，さまざまな雇用に伴なう「金銭上の取得分」（pecuniary gains）以外の「有利性」（advantages）を支えるところの「一定の事情」（certain circumstances）のうち，かなり多くの事情は，必ずしも，言葉の真の意味において，「非貨幣的」なものではないであろう。それらは，ボールディングの述べるような形で，貨幣的表現を許す可能性も持っているであろう。しかしながら，スミスの≪商業的社会≫がたんなる仮構ではなくて，何らかの実体を指示するものであるとするならば，その社会のさまざまな雇用に伴なう「金銭上の取得分」以外の「有利性」を支えるところの「一定の事情」のなかには，言葉の真の意味において「非貨幣的」なもの，すなわち，貨幣的評価を許さないものが存在するにちがいない。そうして，言葉の真の意味において「非貨幣的」な事情が存在するとするならば，AとBの間に恒久的な賃金格差は存在しても，ボールディングの等式による表現は不可能でなくてはならない。それゆえ，言葉の真の意味において「非貨幣的」な事情がまったく存在せず，かつまた，≪完全な自由のある社会≫という虚構を想定するときはじめて，スミスのパラグラフ（1）の陳述はボールディングの等式による表現を示唆すると言うことができるであろう。

しかしながら，くりかえし強調すると，≪商業的社会≫の実像に言語的表現を与えるという『国富論』の論述の本来的な文脈の中で，スミスが言葉の真の意味での「非貨幣的」な事情の存在を否定するほどに現実離れしていたとは，とうてい信じられないうえに，彼の≪完全な自由のある社会≫は，彼の≪商業的社会≫にそのまま重なり合う概念ではけっしてないので，ボールディングの等式は，スミスの命題の表現としては，過剰な鮮明さを有すると言わなくてはならない。スミスの第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤」の議論の中で，「金銭上の賃金と利潤」の格差は，≪商業的社会≫の自然的状態においてさえも，≪非貨幣的有利性≫の格差を正確に反映する貨幣的表現であることを意味しないのである。

ところで，ボールディングが「非貨幣的有利性」の大きさを貨幣の尺度で表示する理論的根拠はどのようになっているのであろうか。彼の等式の背後をもう少し立ち入って考えるために，19世紀末の功利主義者であるジェヴォンズやエッジワースと同じ立場に立ってみよう。われわれは，雇用の場Aにおける労働量 $L_A$，雇用の場Bにおける労働量 $L_B$，および，両者から得られる賃金収入の合計額 $W$ の三つの因子にかかわる「有利性」（advantages）を，つねに，「効用」（utility）の尺度によって秤量する慣行を有するという意味において，功利主義者なのである。われわれにとって，その「効用」は，ちょうど朝食のパンにつけているジャムのように実体のある数量なのである。いま，効用の総量を $U$ と表示するなら，それは上述の三つの因子に依存するから，

$$U=f(L_A,\ L_B,\ W)$$

という形の効用関数が存在するものと考えることができる。この関数の $L_A$ にかんする偏導関数 $\frac{\partial f}{\partial L_A}$ は，この場合の $L_A$ の限界効用と呼ぶことができるが，それは現代経済学に通例の，労働と余暇の間の選択の問題における，いわゆる「労働の限界不効用」(the marginal disutility of labour) とはまったく異なる概念であることに注意しなくてはならない。その問題の中では，「有利性均等の原理」と両立しうる賃金格差の存在は捨象されている。われわれは，賃金格差の存在を説明するために，新しく $\frac{\partial f}{\partial L_A}$ という限界効用を導入するのであるから，それは，いわゆる「労働の限界不効用」とは別の概念でなくてはならない。われわれは $\frac{\partial f}{\partial L_A}$ を，ボールディングの言う「Aの非貨幣的有利性」にかかわる限界効用と看做すのである。それは，雇用の場Aにかんする「仕事の快適さ，あるいは危険さ，雇用の恒常性，所得の確実性，労働者が居住しなくてはならない場所の魅力の度合，彼の仕事仲間のなじみやすさ，等々」といった「有利性および不利性の全体」の限界的な評価係数であるので，正の値をとるものと考えることができるであろう。すなわち，

$$\frac{\partial f}{\partial L_A}>0$$

同様にして，「Bの非貨幣的有利性」にかんする限界効用についても，

$$\frac{\partial f}{\partial L_B}>0$$

であるとすることができるであろう。

最後に，賃金収入の総額 $W$ にかんする偏導関数 $\frac{\partial f}{\partial W}$ は，スミスのいわゆる「金銭上の賃金」(pecuniary wages) の限界における評価係数に相当する限界効用である。そうして，もちろん，

$$\frac{\partial f}{\partial W}>0$$

とすることができる。

なお，以下で考える効用の極大化問題における極大のための第2次の条件は，これらの限界効用のすべてが逓減的であることを，必ずしも要求するとはかぎらないので，効用関数の2次偏導関数の正負にかんする議論は，当座のところ保留しておくことにする。

次に，雇用の場Aの賃金率を $w_A$，そして，Bのそれを $w_B$ とすると，もちろん，

$$W=w_AL_A+w_BL_B$$

でなくてはならない。賃金格差が存在する局面を考えるのであるから，議論の一般性を失うことなく，

$$w_A>w_B$$

と定めておいてよいであろう。

いま，一定の労働量 $L$ が二つの雇用の場AとBに振り分けられるものと想定すれば，

$$L=L_A+L_B$$

でなくてはならない。

以上の関係から

$$L_B=L-L_A$$

$$W=(w_A-w_B)L_A+w_BL$$

であることに留意すれば，総効用 $U$ の大きさはもっぱら $L_A$ の値にのみ依存するものと考えることができる。すなわち，われわれは，総労働量 $L$ と，二つの雇用の場の賃金率 $w_A$ および $w_B$ の値が所与とされるならば，効用を極大にするような $L_A$ の値を選択することができるのである。

そこで，$U$ と $L_A$ との間の1次の微分商をとると，

$$\frac{dU}{dL_A}=\frac{\partial f}{\partial L_A}-\frac{\partial f}{\partial L_B}+(w_A-w_A)\frac{\partial f}{\partial W}$$

さらに，2次の微分商は

$$\frac{d^2U}{dL_A^2}=(w_A-w_B)\left\{\frac{\partial^2 f}{\partial L_A^2}-\frac{\partial^2 f}{\partial L_A\partial L_B}+\frac{\partial^2 f}{\partial W\partial L_A}-\frac{\partial^2 f}{\partial W\partial L_B}+(w_A-w_B)\frac{\partial^2 f}{\partial W^2}\right\}$$

である。もちろん，効用極大のための第1次の条件は

$$\frac{dU}{dL_A}=0,$$

そうして，第2次の条件は

$$\frac{d^2U}{dL_A^2}<0$$

でなくてはならない。

順序が前後するけれども，第2次の条件を先に検討しておこう。すでに，

$$w_A-w_B>0$$

と定めておいたので，第2次の条件は次のような不等式に帰着する。すなわち，

$$\frac{\partial^2 f}{\partial L_A^2}+(w_A-w_B)\frac{\partial^2 f}{\partial W^2}+\left\{\frac{\partial^2 f}{\partial W\partial L_A}-\frac{\partial^2 f}{\partial L_A\partial L_B}-\frac{\partial^2 f}{\partial W\partial L_B}\right\}<0$$

いま，効用関数に含まれる三つの因子 $L_A$, $L_B$, および $W$ の相互間の交叉的効果は，この不等式の不等号の向きを左右するほどの大きさにならず，それゆえ，上式の $\{\cdots\}$ の中の諸項を無視することのできる最も単純な場合を考えてみよう。その場合には，賃金率がより高い雇用の場Aの労働 $L_A$ と，「金銭上の賃金」$W$ とにかかわる限界効用が逓減的であるならば，すなわち，

$$\frac{\partial^2 f}{\partial L_A^2}<0,\ \text{および}\ \frac{\partial^2 f}{\partial W^2}<0$$

であるならば，効用極大の第2次の条件は成立することが明らかである。

さらに言えば，$\frac{\partial^2 f}{\partial W^2}$ は負でなくてならないわけでなく，ゼロならもちろん，正であっても，その絶対値が十分に小さく，

$$(w_A-w_B)\frac{\partial^2 f}{\partial W^2}>-\frac{\partial^2 f}{\partial L_A^2}$$

が成立するならば，第2次の条件は成立するのである。こうして，われわれの選択問題が意味のある解を持つためには，賃金率がより高いほうの雇用の場における「非貨幣的有利性」にかんする限界効用の逓減度が十分に大きいという条件が機軸的な役割を演じていることがわかる。

第2次の条件の検討は以上で打ち切って，第1次の条件に目を向けることにしよう。われわれが功利主義者であることを強調する場合には，その条件は次のような等式に書き直すのがよいであろう。

$$\frac{\partial f}{\partial L_A}+w_A\frac{\partial f}{\partial W}=\frac{\partial f}{\partial L_B}+w_B\frac{\partial f}{\partial W}$$

まず，この等式の左辺の意味を考えてみよう。その第1項は，雇用の場Aにおける労働量 $L_A$ の限界単位が，「Aの非貨幣的有利性」への貢献を通じて，効用の総量 $U$ に付加する限界効用の大きさを表わすものと看做される。われわれは，いま，$\frac{\partial f}{\partial L_A}$ を，確率密度と同じ意味での，効用密度として眺めているのではなく，効用密度に労働の限界単位 $\Delta L_A$ を乗じた効用の量

$$\frac{\partial f}{\partial L_A}\cdot\Delta L_A$$

と見ているのである。ただし，$\Delta L_A=1$ であるから，$\Delta L_A$ の存在を明示していないだけのことである。

同じ要領で，左辺の第2項を眺めると，それは，労働量 $L_A$ の限界単位が稼得する賃金額が「Aの貨幣的有利性」への貢献を通じて，効用の総量 $U$ に付加する限界効用の大きさを表わすものと看做される。それゆえ，上式の左辺は，雇用の場Aの「非貨幣的有利性」と「貨幣的有利性」の全体への貢献を通じて，$L_A$ の限界単位が効用の総量 $U$ に付加する限界効用の大きさを表わすものと考えられる。

上式の右辺の二つの項も，まったく同じ要領に従って，雇用の場Bの，それぞれ「非貨幣的有利性」と「貨幣的有利性」への貢献を通じて，$L_B$ の限界単位が効用の総量 $U$ に付加する限界効用の大きさを表わすものと考えられる。それゆえ，上式は二つの雇用の場の労働量 $L_A$ と $L_B$ の限界単位が効用の総量に付加する限界効用の大きさが等しいという条件を表わすわけである。

しかしながら，ボールディングの等式は効用の尺度ではなく，貨幣の尺度で表示されている

から，われわれは上式の両辺を賃金収入の限界効用 $\frac{\partial f}{\partial W}$ で割って，次のような形式で，第1次の条件を表わしてみよう。

$$\frac{\frac{\partial f}{\partial L_A}}{\frac{\partial f}{\partial W}}+w_A=\frac{\frac{\partial f}{\partial L_B}}{\frac{\partial f}{\partial W}}+w_B$$

この形式を，上に引用してあるボールディングの等式にそのまま重ね合わすと，彼の言う「Aの非貨幣的有利性」の項は $\frac{\partial f}{\partial L_A}/\frac{\partial f}{\partial W}$ に，「Aの貨幣的有利性」の項は $w_A$ に，そうして，「Bの非貨幣的有利性」の項は $\frac{\partial f}{\partial L_B}/\frac{\partial f}{\partial W}$ に，また「Bの貨幣的有利性」の項は $w_B$ に対応するものであることがわかる。このような対応の存在は，われわれが功利主義の立場をとるかぎりにおいて，労働とストックのさまざまな雇用にともなう「非貨幣的有利性」に貨幣的表現を与えることのできる途を示唆している。すなわち，それらの雇用の「非貨幣的有利性」にかかわる限界効用を，所得総額の限界効用で割ったものを，それらの雇用の「非貨幣的有利性」の模擬価格（shadow prices of nonmonetary advantages of employments）として用いることができるのである。

こうして，われわれの意味で功利主義の立場に立つということ，すなわち，「非貨幣的有利性」の大きさを確定的に評価するための効用指標の存在を前提するということは，上述のやり方で算定される模擬価格によって，すべての「非貨幣的有利性」に貨幣的表現を与えることができるという立場をとることにほかならない。したがって，スミスが「雇用自体にかんする一定の事情」(certain circumstances in the employments themselves) のすべてを貨幣の尺度で評価することは，≪商業的社会≫においてさえも，必ずしもできるとはかぎらないと考えて，既述のような慎重な言葉使いをしているのであるとするならば，彼のパラグラフ（1）の陳述における「さまざまな雇用の有利性と不利性」(the advantages and disadvantages of the different employments) という語句を，「さまざまな雇用の効用と不効用」(the utility and disutility of the different employments) という功利主義的な語句で置き換えることは許されないであろう。

ちなみに，以上に論じてきたことは，スミスが『国富論』の中で用いている「使用価値」（“value in use”）という語句の意味を考えるうえで，きわめて興味深い視角を提示するものである。われわれは，すでに，『国富論』第Ⅰ編第Ⅳ章「貨幣の起源と使用について」のパラグラフ（13）で，スミスが次のように述べているのを見てきた[26]。

「(13) **価値**（VALUE）という言葉は二つの異なる意味を有し，そうして，時には，ある特定の対象物の効用（utility）を，また時には，その対象物の所有に伴なうその他の商品に対する購買力を表現することに注意しなくてはならない。前者は≪使用価値≫（“value in use”），そして後者は≪交換価値≫（“value in exchange”）と呼ぶことができる。最大の使用価値を有する物が，交換価値をほとんど，あるいは，まったく持たないことがしばしばある。そうして，反対に，最大の交換価値を有する物が，使用価値をほとんど，あるいは，まったく持たないこともしばしばある。水よりも有用なものはないであろう。しかし，それはほとんど何物をも購買することがないと思われる。それと交換にはほとんど何物をも取得することができない。それとは反対に，ダイヤモンドには使用価値がほとんどない。しかし，それと交換に，その他の商品を非常に多量に取得することがしばしばできるのである。[2]」[27]

このようなスミスの陳述に，われわれは次のような注釈を加えたのであった。

「……彼（スミス）が交換価値という言葉の周辺を少し整理して，その輪郭をはっきりさせ

26) 拙稿「賃金基金説の系譜について(10)」本誌第37巻第1号（1987年6月），p. 110(110) を見よ。
27) Smith, *op. cit.*, p. 30.

ておく必要を感じたのは，しごく自然なことである。というのは，通俗に商品の価値というとき，その≪価値≫という言葉には，スミスがこれから使おうとしている≪交換価値≫から排除されるべき意味が含まれているので，無用の混乱を避けるために，その部分を事前にはっきりと排除しておくことが望ましく思われるからである。パラグラフ（13）の論述はもっぱらそのためのものであって，その中にそれ以外の内容を読み取ろうとすることは，スミスの議論の方向をねじ曲げる危険を犯すものである……。

このパラグラフは，しかしながら，リカードも含めた後の経済学者たちにより，その本来の文脈から切り取られて，しばしば引証されてきている。そのような事情を背景にして，キャナンはこのパラグラフの末尾に編者脚注[2]を付して，ダイヤモンドと水の例で語られる≪価値のパラドックス≫(the "paradox of value") の典拠と推定されるところを列挙したのである。また，…… W. B. トッド……はこう注釈を加えている。すなわち，≪価値のパラドックス≫は，スミスの『法学講義』の中で，二つの異なる文脈に関連して言及されていると。そうして，その一つである価格決定の議論の中で述べられてあるスミスの文章を引用したうえで，≪こうして，スミスはこのパラドックスを説明することができたのである……≫と彼は結論している。

しかしながら，スミスがパラグラフ（13）によって表現しようと意図しているのは，すでに述べたように，≪交換価値≫という言葉の輪郭を明瞭にすることであり，≪使用価値≫という言葉は，そのための，いわば，手段であって，後者の言葉自体にはスミスの関心はないのである。それにひきかえ，≪価値のパラドックス≫という問題設定の中では，≪使用価値≫の概念自体が，≪交換価値≫のそれと対等の重みを与えられて，両者のありようを整合的に説明する理論の可能性が問われるのである。……」[28]

28) 同上拙稿，pp. 110(110)-111(111)。

使用価値に交換価値と対等の重みを賦与して「両者のありようを整合的に説明する理論」が限界効用理論であることは，もちろんである。ボールディングの等式の背後を探るためにわれわれが上で用いたものも，一種の限界効用理論である。それが前提する「効用」の尺度で，スミスの第X章の冒頭に述べられている「有利性」（advantages）の大きさを秤量するということが，結局，その有利性の大きさを，そうして，とりわけ，ボールディングのいわゆる「非貨幣的有利性」の大きさを貨幣の尺度で測る途につながることを，われわれは示したのである。しかしながら，≪商業的社会≫において金銭的評価の慣行が見られる範囲がいかに広いとはいえ，なお金銭的評価を許さない，言葉の真の意味での≪非貨幣的有利性≫が無視できない大きさで存在することも否定できないであろう。そうして，スミスが彼の「有利性」の概念の中に，この意味での≪非貨幣的有利性≫を含めているとするならば，その言葉を「効用」という語で置き換えることは，その≪非貨幣的有利性≫の存在を無視することになると，われわれは主張したのであった。

それと同じように，スミスの「使用価値」という概念の中に，貨幣的な評価を許さないものが含まれているとするならば，そのような「使用価値」の大きさを，19世紀末功利主義者の用いる意味での「効用」の尺度で測ることは許されないであろう。それを許すならば，「使用価値」のすべてを貨幣の尺度で表現する途が開かれて，「使用価値」の中に貨幣的評価を許さないものが存在するという大前提をつき崩すことになるからである。

注意深い読者は，スミスの「貨幣の起源と使用について」の章のパラグラフ（13）の中で，「ある特定の対象物の効用（utility）」を指示するものが「使用価値」であると述べられていることに気づいておられるであろう。しかし，スミスが用いている「効用」という記号と，19世紀末功利主義者の用いる「効用」という同じ

記号が，かならずしも同じ内容のものを指示するとはかぎらないのである。すくなくとも，スミスが「使用価値」の大きさに貨幣的表現を与えることを意図して「効用」という言葉を用いているとは，パラグラフ（13）の置かれている文脈からは，けっして考えることができない。スミスの「効用」を19世紀末功利主義者の眼で読むのは，同一の記号を利用した意味のすりかえにほかならない。

こうして，限界効用理論の立場に立つ者が「価値のパラドックス」を解いたと主張するとき，彼は初めから貨幣的評価を許さない「使用価値」を排除してしまっているのである。そのような所業が，スミスの意味における「使用価値」と「交換価値」との間に，緊密にして整合的な関係を樹立したことになっていないのは，いうまでもないであろう。

くりかえし強調するならば，スミスの念頭にある≪商業的社会≫の実像の中で，商品の「使用価値」には金銭上の秤量を許さない部分が残されているように，「労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体」(the whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock) にも金銭上の秤量を許さない部分が残されているのである。そのような，写実性（reality）のきわめて強い≪商業的社会≫について，さまざまな雇用の有利性と不利性の全体が完全に等しくなっているか否かを直接的に認知する方途はないので，スミスは一種の≪理想的状態≫を想定するしかなかったのである。じっさい，『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章のパラグラフ（1）の劈頭の文章，すなわち，「労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体は，同じ地域の中で，それぞれ完全に等しくなっているか，あるいは，絶えず均等化する傾向があるにちがいない」(The whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock *must*, in the same neibourhood, be either perfectly equal or continually tending to equality.)[29] という文章の中の「ちがいない」（must）という助動詞は，いってみれば，「論理上の確信を伴なう推量の助動詞」なのである。それが断定の響きを帯びるほどに強い確信を伴なっているにしても，その根底に推量が横たわっていることに変わりはない。それは，スミスの≪商業的社会≫の中でつねに具現される状態ではないのである。そうして，そのような状態が具現していると想定される一種の≪理想的状態≫がスミスの≪完全な自由のある社会≫（a society where there was perfect liberty）なのである。それが，スミスの描いている実像としての≪商業的社会≫の属性ではなくて，彼の「初期未開状態の社会」と同じ，論理上の虚構であることは，以上の議論によって，もはや明白であろう。

## LVII

『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の第Ⅰ節「雇用それ自体の性質から生じる不均等について」[30] におけるスミスの論述の全体的な組み立てを把握するために，パラグラフを基本的単位とする内容目次を作成してみよう。短いパラグラフについては，要約せず，その全文を訳出して掲げることにする。

『国富論』第Ⅰ編第Ⅹ章
第Ⅰ節「雇用それ自体の性質から生じる不均等について」の
内容目次

§ 1．≪完全な自由のある社会≫を前提して，すなわち，雇用の有利性と不利性の全体が

29) Smith, *op. cit.*, p. 101.
30) Part I. Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves, *ibid.*, pp. 102–120.

完全に均等化していることを前提して，金銭上の取得分を補償し，あるいは相殺するところの雇用それ自体の性質を，五つの範疇に分けて論じること。パラグラフ（4）から（41）まで。

i．まえがき。パラグラフ（4）のみ。

（4）「以下に述べる五つの範疇が，私に考えることのできるかぎりで，一部の雇用における小さな金銭上の取得分を補償し，また，その他の雇用における大きな金銭上の取得分を相殺するところの主要な事情である。すなわち，第1に，それらの雇用自体の居心地の良さ，あるいは悪さ(the agreeableness or disagreeableness of the employments themselves)，第2に，その業務を習得することの容易さと安価さ，あるいは，その困難さと経費(the easiness and cheapness, or the difficulty and expence of learning them)，第3に，それらの雇用の恒常性あるいは非恒常性（the constancy or inconstancy of employment in them)，第4に，それらの業務を行なう人々にかけられなくてはならない信任の大小（the small or great trust which must be reposed in those who exercise them)，および，第5に，それらにおける成功の確率の大小（the probability or improbability of success in them）がそれである。」[31]

ii．第1の事情，すなわち，雇用自体の居心地の良さ，あるいは悪さをめぐる考察。パラグラフ（5）から（7）まで。

（5）労働の賃金は，その雇用の安楽さ，あるいは苛酷さ（the ease or hardship)，清潔さ，あるいは不潔さ（the cleanliness or dirtiness)，名誉さ，あるいは不名誉さ（the honourableness or dishonourableness）に応じて異なる。

（6）雇用の居心地の良さ（the agreeableness）は，時代によって異なることを，「未開状態の社会」における狩猟および漁撈と，≪商業的社会≫におけるそれらとの対比によって論じる。

（7）「居心地の悪さと不名誉さ（disgrace）は，労働の賃金と同じ具合に，ストックの利潤にも影響を及ぼす。宿屋や居酒屋の亭主は，彼自身の家の主人のような顔をしているわけにはけっしていかなくて，しかも，あらゆる酔客の横暴にさらされているから，彼の行なう業務は非常に居心地の良いものでもなければ，非常に名誉のあるものでもない。しかし，小さなストックで，これほど大きな利潤を生み出すものは，並の人のする業種ではめったにないものである。」[32]

iii．第2の事情，すなわち，その業務を習得することの困難さと経費をめぐる考察。パラグラフ（8）から（13）まで。

（8）「第2に，労働の賃金は，その業務を習得することの容易さと安価さ，あるいは，その困難さと経費に応じて異なる。」[33]

（9）通例よりも高度な熟練と技能を要する雇用のために，多大の苦労と時間を費やして教育された技能労働者の賃金が高くなくてはならない事情を，高価な機械の雇用に類比させて説明する。

(10)「技能労働の賃金と普通労働のそれとの間の格差は，この原理に基づくものである。」[34]

(11) しかし，ヨーロッパの慣行における

31) *Ibid.*, p. 102.

32) *Ibid.*, pp. 102-103.

33) *Ibid.*, p. 103.

34) *Ibid.*

技能労働と普通労働の区別は，それらの労働の実情に沿っていない。そのことを，徒弟制度の場合，および田園労働の場合について例証する。

(12)「巧妙な工芸や自由な専門的職業（the liberal professions）における教育は，なおいっそう苦労が大きく経費のかかるものである。それゆえ，画家と彫刻家の，また，弁護士と医師の金銭上の報酬は，はるかにもっと気前よく（more liberal）与えられなくてはならない。したがって，それはそうなっているのである。

(13) ストックの利潤は，それが雇用される業種の業務を習得することの容易さや困難さによっては，非常にわずかな影響しか受けないように思われる。大きな町においてストックが普通に雇用されるところのさまざまな途のすべてが，実質的に見ると，習得についてはほとんど同じ容易さと，ほとんど同じ困難さのものであるように思われる。外国貿易，あるいは国内貿易のいずれか一つの分野が，いま一つの分野よりもはるかに複雑な業務であるようなことはとうていありえない。」[35]

iv. 第3の事情，すなわち，雇用の恒常性あるいは非恒常性をめぐる考察。パラグラフ(14)から(19)まで。

(14)「第3に，さまざまな雇用の場における労働の賃金は，雇用の恒常性あるいは非恒常性（the constancy or inconstancy of employment）に応じて異なる。」[36]

(15) 雇用の恒常性は業種によって異なる。たとえば，製造業の大部分では，傭いの職人は1年中ほとんど毎日働くことができるが，石工や煉瓦積み職人は，霜のひどい日や荒天の日には仕事ができない。それゆえ，後者の賃金にはその非恒常性を補償する部分が含まれて，普通労働の賃金の1.5倍から2倍に及ぶのが一般である。しかし，ロンドンの煉瓦積み職人の実情を顧慮すると，その格差は彼らの雇用の非恒常性の補償分にはなっても，彼らの技能に対する報酬には満たないのである。

(16)「家大工は石工よりもどちらかといえば精密で巧妙な業務を行なっているように思われる。しかしながら，それは普遍的にそうであるわけではなく，たいていの地方で，彼の日当賃金はいくぶんか低いのである。彼の雇用は，彼の顧客たちの偶発的な注文（the occasional calls of his customers）によって大きく左右されるけれども，それにそれほど全面的に依存しているわけでもない。そうして，彼の雇用は天候によって中断されやすいものではないのである。」[37]

(17) 一般的に見て恒常的な雇用を与える業種が，特定の地域で非恒常的な雇用を与えている場合には，その傭い職人の賃金は普通労働のそれを大幅に上回ることがある。ロンドンでは，普通労働の1日当たり賃金が18ペンスであるのに対して，技能労働者の最下層にあたる傭いの仕立て職人（journeymen taylors）の賃金は日当30ペンスにものぼるのである。

(18) 雇用の非恒常性が，その仕事の苛酷さ，居心地の悪さ，および不潔さと結びつくとき，ごく普通の労働の賃金が，高度に技能的な労働のそれを上回ることがときとして起こる。ニューカッスルの炭坑夫とロンドンの石炭仲仕の仕事は，いずれも，苛酷で居心地が悪く，

35) *Ibid.*, p. 104.
36) *Ibid.*, p. 105.
37) *Ibid.*

不潔なものであるが，後者の場合，雇用の非恒常性が大きいので，その1日当たり賃金は，ロンドンの普通労働のほぼ4倍に相当する6ないし10シリングにのぼるのである。それは，一見すると，法外な賃金に思われるかもしれないけれども，もしもそれがその雇用の居心地の悪さを補償する分を上回っていたとしたならば，競争者たちが現われて低下することであろうから，けっして法外な賃金にはなっていないのである。

(19)「雇用の恒常性ないし非恒常性は，いかなる特定の業種においても，そのストックの通常利潤（the ordinary profits of stock）に影響を及ぼすことはありえない。そのストックが恒常的に雇用されているか否かは，その業種によってではなく，その業者によって左右されるのである。」[38]

v．第4の事情，すなわち，それらの業務を行なう人々にかけられなくてはならない信任の大小をめぐる考察。パラグラフ（20）から（23）まで。

(20)「第4に，労働の賃金は，その職人たちにかけられなくてはならない信任の大小（the small or great trust which must be reposed in the workmen）に応じて異なる。

(21) 金細工師と宝石職人の賃金は，どこでも，技能の点で彼らに匹敵する職人のみならず，彼らを上回る職人のたいていの賃金を上回るものである。その理由は，彼らに信託される材料が貴重であるためである。

(22) われわれは自分たちの健康を医師に委ね，自分たちの財産と，そうして，時には生命や名声をさえも，弁護士や代理人に賦託するのである。このような信任（confidence）を非常に卑しいか，あるいは，低い階層の人々にかけて，安全であるはずはないであろう。それゆえ，これらの職業の人々の報酬は，それほどに重要な信任（trust）にふさわしい社会的地位を彼らに与えるようなものでなくてはならないのである。彼らの教育にかけられなくてはならない長い時間と莫大な経費が，このような事情と結びつくとき，彼らの労働の価値は，必然的に，なおいっそう高くなるのである。

(23) 1人の人物が彼自身のストックだけを事業の中で雇用するとき，そこには信任という問題はない。そうして，彼が他の人々から得る信用(credit)は，彼の業種の性質（the nature of his trade）によってではなく，彼の財産，誠実さ，および慎重さにかんする彼らの意見（their opinion of his fortune, probity, and prudence）によって左右されるのである。それゆえ，さまざまな業種（different branches of trade）における利潤率の格差が，それらの事業家たち（traders）にかけられる信任の度合の差違（the different degrees of trust）から生じることはありえない。」[39]

vi．第5の事情，すなわち，それらの雇用における成功の確率の高低をめぐる考察。パラグラフ（24）から（36）まで。

(24)「第5に，さまざまな雇用における賃金は，それらにおける成功の確率の高低に応じて異なる。」[40]

(25) 誰であれ特定の人の立場から見ると，長い教育の後で成功する確率は業種によって異なる。たとえば，製造業における徒弟修業の後の成功の確率は

38) *Ibid.*, p. 106.

39) *Ibid.*, p. 107.

40) *Ibid.*

概して高いのに対して，弁護士の成功の確率はきわめて低い。それは，一種の富くじであって，少数の成功者が取得するところのものは，多数の失敗者たちが取得するはずであったところのものである。しかし，そのような成功者である弁護士の取得する手数料は，いかに法外なものに見えようとも，彼らの教育に要した実質的な経費を顧慮すると，それほど高いものではなく，この専門的職業という富くじは，完全に公正な富くじとはおよそかけ離れたもので，金銭上の取得分という点では，明白に報われてはいないのである。

(26)「それらの専門的職業は，しかしながら，その他の職業に対して，それらの水準を保っている。そうして，上述のような不利な事情 (discouragements) があるにもかかわらず，最も心の広い自由な精神の持主 (all the most generous and liberal spirits) がそれらの職業に殺到するのである。それらが好まれることに寄与している二つの原因がある。第1は，それらの職業のどれかにおいて卓越することについてくる名声への願望，そうして，第2は，あらゆる人が自分自身の能力に対してのみならず，自分自身の好運に対して多かれ少なかれ抱いているところの自然的な確信 (the natural confidence) である。

(27) 少数の人々だけがやっと普通の水準に達するような専門的職業ならどれであっても，そこで傑出することは，天才あるいは名人と呼ばれるところの者であることのきわめて決定的な証拠である。このような抜群の能力についてくる社会的賞讃は，つねに，彼らの報酬の一部分になっているのである。彼らの報酬は，社会的賞讃の度合の高低に応じて，大きくも，また小さくもなるものである。社会的賞讃は，医師という専門的職業におけるそのような報酬のかなり大きな部分になっている。そうして，弁護士の場合には，おそらく，なおいっそう大きな部分になり，詩と哲学の分野では，ほとんど全体を占めている。」[41]

(28) 非常に心地よく美しい才能のなかには，それを用いて利得をはかることが一種の社会的売春 (a sort of public prostitution) と看做される場合がある。そのような才能によって得られる金銭的報酬 (pecuniary recompence) は，その才能を習得するために必要とされた時間と労力と経費に対する補償であるのみならず，才能をそのようなやり方で用いるために生じる信用の低下 (discredit) に対する補償としても十分なものでなくてはならない。俳優，オペラ歌手，オペラダンサーなどの高い報酬はそれらの才能の稀少性と美しさ (the rarity and beauty of the talents)，そうして，それらをこのように使用することからくる信用の低下 (the discredit of employing them in this manner) という二つの原理に基づくものである。このような不名誉が，彼らへの競争を妨げ，その金銭的報酬を異常に高くするのである。

(29) 自分自身の好運に対する過大な確信は，ある程度の健康と気力を有する人なら誰でも抱いているものである。それゆえ，利得の機会 (the chance of gain) は，誰もが多かれ少なかれ過大評価するものであり，損失の機会 (the chance of loss) は過小評価するものである。

41) *Ibid.*, p. 108.

(30) 利得の機会が過大評価される自然的傾向があることは，富くじ (lotteries) が，いつでもどこでも成功することによって立証されている。国営富くじ (the state lotteries) に対する強い需要は，莫大な賞金を手に入れたいという虚しい願望が唯一の原因になっている。

(31) 損失の機会が過小評価される自然的傾向があることは，保険業者たちがきわめて穏当な利潤 (the very moderate profit) しかあげていないことによって立証される。保険料は，普通の場合，きわめて穏当なものであるけれども，意外に多くの人々が危険性 (risk) を軽視して，そのような保険料をさえも支払う気持がないものである。そのことを，火災保険と海上保険の実態の比較の中で論証する。

(32)「危険をあなどり，不遜な成功の希望を抱くのは，生涯のどの時期よりも，青年たちが職業の選択をする時期に起こりがちなことである。その時期に，不運に対する怖れがいかに小さく，好運への希望に比肩すべくもないことは，より上流の階級の青年たちが，いわゆる自由な専門的職業に就こうとする熱意のなかにも見られるけれども，それ以上に，庶民 (the common people) がすぐに兵士の募集に応じたり，船乗りになったりすることのなかに，はっきりとあらわれている。」[42]

(33)「普通の兵士が失うかもしれないものが何であるかは十分に明らかである。しかしながら，新しい戦争が始められるとき，若い志願兵たちは，その危険を顧慮することなく，最も容易に応募するのである。そうして，彼らに昇進の機会はほとんどないにもかかわらず，彼らはその若者らしい空想の中で，けっして起こることのない名誉と殊勲を立てる無数の機会を夢に描くのである。これらのローマンティックな夢が，彼らの血に対する代償のすべてである。彼らの給与は普通労働者のそれよりも低く，そうして，現実の勤務において，彼らの疲労ははるかに大きいのである。」[43]

(34) 富くじとして見た場合，陸上勤務よりも海上勤務のほうが損失の機会が小さいことを論証する。

(35)「冒険的な生き方にともなう危険や間一髪の命びろいは，若者たちの心をくじくどころか，彼らをそのような業種に誘うことがしばしばあるように思われる。下層階級の心やさしい母親は，船を見たり，水夫たちの会話や冒険に触れることが，彼女の息子を魅惑して海に行かせることになりはしないかと，彼を港町の学校へ行かせることを怖れることが，しばしばある。勇気と巧妙な手際によって自分で克服することが予想できる苦難を遠い将来に夢見ることは，われわれにとってけっして気持の悪い (disagreeable) ことではなく，そのことはいかなる雇用においても労働の賃金を高くさせる事情にはならないのである。勇気と巧妙な手際がまったく役に立たない雇用については，話は別になる。非常に健康に良くないことが知られている業種では，労働の賃金は必らず顕著に高くなっている。健康に良くないこと (unwholesomeness) は，一種の居心地の悪さ (disagreeableness) であり，そうして，それが労働の賃金に与える効果はその一般的項目のもとに位置づけられ

42) *Ibid.*, pp. 110-111.

43) *Ibid.*, p. 111.

るべきものである。」[44]

(36)「ストックのさまざまな雇用のすべてにおいて，通常利潤率（the ordinary rate of profit）は，それらの収益の確実性ないし不確実性（the certainty or uncertainty of the returns）に応じて多少とも異なるものである。それらの収益は，一般に，国内貿易（inland trade）では，外国貿易（foreign trade）におけるよりも，また，外国貿易の中でも，一部の分野でのほうがその他の分野におけるよりも，たとえば，北アメリカ貿易でのほうがジャマイカ貿易におけるよりも，不確実性が小さいものである。通常利潤率は，つねに，危険性に応じて，より大幅に，あるいは，より小幅に，上昇するものである。しかしながら，それは危険性に比例して上昇したり，あるいは危険性を完全に補償するものであるようには思われない。……」[45]

vii. 以上の五つの事情の考察から結論される命題と，そうして，その命題を適用するさいに，≪外見上の利潤≫（apparent profit）と≪実質上の利潤≫（real profit）とを区別する必要があるという注意。パラグラフ（37）から（41）まで。

(37)「それゆえ，労働の賃金を異ならせるところの五つの事情のうちの二つだけが，ストックの利潤に影響を及ぼすのである。その業務の居心地の良さないし悪さ（the agreeableness or disagreeableness of the business）と，その業務にともなう危険性ないし安全性（the risk or security with which it is attended）の二つがそれである。居心地の良さないし悪さの点では，ストックのさまざまな雇用の圧倒的部分に格差が生じることは，ほとんど，あるいは，まったくない。しかし，労働の雇用には大幅な格差が生じるのである。そうして，ストックの通常利潤は，危険性とともに高くなるけれども，必ずしもそれに比例して高くなるとは思われない。以上の議論のすべてから，次のように結論すべきであろう。すなわち，同じ社会あるいは地域において，ストックのさまざまな雇用の平均的かつ通常の利潤率（the average and ordinary rates of profit）は，さまざまな種類の労働の金銭上の賃金（the pecuniary wages）よりも，一つの水準に近くなっているのでなくてはならないと。したがって，事実，そのようになっているわけである。普通労働の稼得分と，はやっている弁護士ないし医師のそれとの間の格差は，明らかに，二つの異なるどのような業種の間の通常利潤の格差よりもはるかに大きいものである。そのうえ，異なる業種の利潤の外見上の格差は，一般的にいって，賃金と看做されるべきところのものが，利潤と看做されるべきものと，かならずしも区別されないことから生じる錯覚である。」[46]

(38)≪薬九層倍≫（apothecaries profit）という言葉があるように，薬剤師の利潤は外見上法外なものに見えるけれども，その大部分は彼の技能労働に対する穏当な賃金なのである。「その外見上の利潤（the apparent profit）の大部分は，利潤の衣をまとって変装している実質上の賃金（real wages disguised in the garb of profit）である。」[47]

(39) 食料雑貨の小売り業のストックの利

44) *Ibid.*, p. 112.
45) *Ibid.*
46) *Ibid.*, p. 113.
47) *Ibid.*

潤の大部分も，この種の変装している賃金である。

(40) 大都市の商業が擁する市場の広さ (the extent of the market) は，より大きなストックの雇用を可能にすることによって，外見上の利潤を縮小させること。しかし，それは，より遠い場所からの供給を必要とさせることを通じて，商品の原価を上昇させる。外見上の利潤の縮小と，商品の原価の増大は，たいていの場合，ほぼ相殺しあっていると思われる。英国で，穀物と肉牛の価格が地方によって大幅に異なるにもかかわらず，パンと食肉の価格が全般的にほとんど一様であるのは，このような理由によるものであろう。

(41) 大都市ではストックの利潤率が低いにもかかわらず，資本蓄積が助長される理由として，そこには信用と投機の機会が豊富にあるという事情が考えられる。

§ 2．以上の議論の前提となっているところの，雇用の有利性と不利性の全体の均等を保証するためには，≪完全な自由のある社会≫の条件に加えて，以下の三つの条件が必要とされること。パラグラフ (42) から (55) まで。

i．まえがき。パラグラフ (42) と (43)。

(42)「上に述べた五つの事情は労働の賃金とストックの利潤にかなりの不均等 (inequalities in the wages of labour and profits of stock) を生じさせるけれども，いずれの雇用についても，実質上の，あるいは想像上の有利性と不利性の全体には何ら不均等を生じさせることがない。それらの諸事情の性質は，一部の雇用における小さい金銭的取得分を補償し，そして，他の雇用における大きい金銭的取得分を相殺するようなものなのである。

(43) しかしながら，このような均等がそれらの有利性と不利性の全体について起こりうるためには，最も完全な自由 (the most perfect freedom) が存在する場合にでさえも，三つの事柄が必要な条件になる。第1に，それらの雇用がその地域において，よく知られているとともに長い間，確立している (well known and long established) のでなくてはならない。第2に，それらの雇用が通常状態に，あるいは，それらの自然的状態といってよいところのものに (in their ordinary, or what may be called their natural state) なっていなければならない。そうして，第3に，それらの雇用が，それらに従事している人々の唯一の，あるいは，主たる雇用 (the sole or principal employments of those who occupy them) でなくてはならないのである。」[48]

ii．第1の条件について。パラグラフ (44) から (46) まで。

(44)「第1に，このような均等は，その地域において，よく知られているとともに，長い間，確立されているところの雇用について，はじめて起こりうるのである。」[49]

(45) 他の事情にして等しいかぎり，賃金は，一般的にいって，新しい業種のほうが古い業種でよりも高くなるものである。企業家 (a projector) が新しい製造業を創立しようと企てるとき，職人たちを高い賃金によって，他の雇用から引き抜いてこなくてはならないからである。その需要が流行によって左

48) *Ibid.*, p. 116.
49) *Ibid.*

右されやすい商品を作る製造業が，古くから確立されてきた業種と看做されるほどに十分な長さで存続することなど，めったにないことである。需要がより基本的な必要に根差す商品を作る製造業は変化することが少なく，数世紀にわたって存続することもできる。前者における賃金は，後者のそれよりも高くなるであろう。

(46)「何であれ新しい製造業を，商業の新しい分野を，あるいはまた，農業の新しい技法を確立することは，一種の投機であって，その企業家はそこから異例の利潤 (extraordinary profits) が得られることを期待しているものである。このような利潤は，時として，おそらくは，もっとしばしば，まったく反対の結果になることであろう。しかし，一般に，それらの利潤はその地域の他の旧来の業種の利潤に対して規則的な釣り合いを保つものではない。もしもその事業が成功するならば，それらの利潤は当初ではきわめて高いのが普通であろう。その業種もしくは技法が完全に確立して，よく知られるようになると，競争がそれらの利潤をその他の業種の水準にまで低下させるのである。」[50]

iii. 第2の条件について。パラグラフ (47) から (49) まで。

(47)「第2に，労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体についてのこのような均等は，雇用の通常状態に，あるいは自然的状態と呼ぶことのできるところのものにおいて，はじめて起こりうるのである。」[51]

(48)「ほとんどあらゆる種類のさまざまな労働に対する需要は，普通よりも，時として大きく，また時として小さくなる。前者の場合，雇用の有利性は普通の水準よりも高くなり，後者の場合，低くなる。……」[52] そのことを，田園労働 (country labour) の場合と，水夫の場合について例証する。

(49) ストックの利潤は，その商品の価格の騰落に応じて増減する。そうして，価格の安定度は商品によって異なる。「人間の勤労によって生産されるところの商品」(commodities which are produced by human industry) の市場に出荷される数量はあまり変動しないけれども，それらに対する需要の偶発的変動によって，それらの価格は変動する。その例として，国葬時の喪服の価格に再たび言及する。他方，穀物，ワイン，ホップ，砂糖，煙草などの天然の産物は，需要の変動に加えて，出荷される数量の大幅な変動からくる価格の変動にさらされる。したがって，それらの商品の仲買人たちの利潤は激しく変動するので，投機的な商人たちがそれらを扱うようになるのである。

iv. 第3の条件について。パラグラフ (50) から (55) まで。

(50)「第3に，労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体についてのこのような均等は，それらの雇用が，それらに従事する人々の唯一の，あるいは，主たる雇用になっているような場合に，はじめて起こりうるのである。

(51) ある人が彼の生計の資を一つの雇用から得ていて，しかもその雇用が彼の時間の大半を占めることのないとき，彼はその余暇の時間に，別の雇用で働くことを欲することがしばしばあるが，そのような条件のもとでなければ，

50) *Ibid.*
51) *Ibid.*, p. 117.
52) *Ibid.*

その雇用の性質にふさわしいものとなるであろうところのものよりも低い賃金で彼は働くのである。」[53]

(52) スコットランドの「小屋住み農民」(Cotters or Cottagers) は，地主や農業者にとって，一種の「屋外使用人」(out-servants) と看做されている。彼らは，自分たちの保有地を耕作するだけでは時間を使いきれないので，その余暇時間に，他の労働者たちよりも安い賃金で働くからである。

(53) スコットランドの手編みのストッキングが安いのも，内職労働を使用しているからである。

(54)「スコットランドでは，亜麻糸を紡ぐ仕事は，ストッキングを編む仕事とほぼ同じように，その他の目的が主たる雇用になっている使用人たち (servants) によって行なわれている。彼らは（本職では）きわめてわずかの生計の資しか稼がないので，それらの仕事のいずれかによって，生計の資の全体をまかなおうと努力するのである。スコットランドのたいていの地方では，1週当たり20ペンスを稼ぐことのできる婦人は，腕のいい糸紡ぎ (a good spinner) である。」[54]

(55) 豊かな国では，一般に，市場が非常に広いので，どの業種でも労働とストックをその業務に専属する形で雇用することができる。本職の他に，内職をして生計の資を稼ぐ例は，主として，貧しい国で起こることである。しかし，豊かな国での例として，ロンドンの間貸し業を挙げることができる。一軒の家賃がロンドンよりも高い都市はヨーロッパにはないが，そのロンドンの間借り料金がパリよりも，さらにはエディンバラよりも安いのは，そこでは間貸し業が副業として行なわれているからである。

## LVIII

スミスの第I節の題目「雇用自体の性質から生じる不均等」(Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves[1])[56] にはキャナンの編者脚注 [1] が付せられてあり，彼はそこでこう述べている。

「[1]〔先の導入部のパラグラフは，論理的な読者をして，この章の第I節には次のような題がつけられるべきことを予想させることであろう。すなわち，≪その他の有利性と不利性の不均等を相殺するにすぎない金銭上の賃金と利潤の不均等≫ ('Inequalities of pecuniary wages and profit which merely counterbalance in equalities of other advantages and disadvantages'). 現実には，かなり曖昧な題が選ばれているのは，次のような事実に由来する。すなわち，この節のほぼ4分の1が，全体的有利性と不利性の均等をみちびくためには，≪完全な自由≫('perfect freedom') に加えて，なくてはならない三つの追加的な条件についての議論によって占められているという事実がそれである。その議論が，冒頭でなされていたならば，この章はもっと明確なものになっていたことであろう。しかし，それは，おそらく，後智恵というものであろう。〕」[56]

キャナンが第X章の導入部のパラグラフ（1），（2），および（3）を念頭において，第I節の題を見たとき，上のような見解を抱いたということは，それらのパラグラフについてわれわれが本稿の第 LVI 節で説明したようなスミスの陳述の微妙な抑制を彼が見過ごした証拠であるように思われる。われわれは，ここでいま一度，パラグラフ（1）の第3センテンスを

53) *Ibid.*, p. 118.
54) *Ibid.*, p. 119.
55) *Ibid.*, p. 102.
56) *Ibid.*, p. 102n.

掲げ，それが仮定法で書かれている点を強調したい。スミスはこう述べているのであった。

「(1) ……このようなこと(さまざまな雇用の有利性と不利性の全体が，同一地域内で，完全に等しくなくてはならないこと) は，すくなくとも，次のような社会においては事実として成立することであろう。すなわち，そこでは物事がそれらの自然な成り行きに従うにまかせられ，完全な自由が存在し，そうして，すべての人々がみずから適当と考える雇用の場を選び取ることと，みずから適当と考えるたびごとに，それを変えることの両方において，完全に自由であるような社会がそれである(This at least would be the case in a society where things left to follow their natural course, where there was perfect liberty, and where every man was perfectly free both to chuse what occupation he thought proper, and to change it as often as he thought proper.)。」[57]

ここに述べられてある状況は，スミスの胸中にある≪商業的社会≫の実像について想定される一つの≪理想的状況≫である。それは想定されるものという意味において，一つの虚像と言うことができる。『国富論』を，スミスが彼の胸中にある≪商業的社会≫の実像に言語的表現を与えようとして生み出した作品と看做すならば，このような虚像への言及は，その実像に対する直接的な指示を意味するものではなくて，より間接的なレトリックによる表現であると受け取られなくてはならないであろう。これに対して，スミスが≪商業的社会≫の実像の属性を，より直接的に指示している文章はパラグラフ (2) の中に見出されるのである。

「(2) 金銭上の賃金と利潤は，じっさい，ヨーロッパのいたる所において，労働とストックの雇用がさまざまであるのに応じて，極度に異なっている。しかし，このような相違は，一つには，それらの雇用自体にかかわる一定の事情から生じるのであり，そうして，それらの事情は，実質的に，あるいは，すくなくとも人間の想像の中で，ある場合には小さな金銭上の取得分を補償し，また，別の場合には大きな金銭上の取得分を相殺しているのである。そうして，そのような相違は，いま一つには，ヨーロッパの政策から生じるのであって，その政策が，いかなる場所においても，物事を完全な自由にまかせておくことをしないのである (Pecuniary wages and profit, indeed, are every-where in Europe extremely different according to the different employments of labour and stock. But this difference arises partly from certain circumstances in the employments themselves, which, either really, or at least in the imaginations of men, make up for a small pecuniary gain in some, and counter-ballance a great one in others; and partly from the policy of Europe, which no-where leaves things at perfect liberty.)。」[58]

このパラグラフの中で，賃金や利潤の格差が「それらの雇用自体にかかわる一定の事情から」(from certain circumtances in the employments themselves) 生じると述べられている語句が，第 I 節の題の中では，「雇用自体の性質から」(from the Nature of the Employments themselves) 生じると言い換えられているのである。それゆえ，スミスのいう「雇用自体の性質」は，彼の胸中にある≪商業的社会≫の実像の中で，労働とストックのさまざまな雇用のそれぞれに付随する一定の事情によって支えられているわけである。スミスは，それらの事情のさまざまなありように言語的表現を与えるうえで工夫をこらして，その第 I 節を大きく§1と§2の二つの段階に分けて議論を進めることにしたのである。スミスの議論を二つの段階に分けさせるうえで機軸的な役割を演じているのが，パラグラフ (1) で述べられてい

57) *Ibid.*, p. 101.

58) *Ibid.*

た≪完全な自由のある社会≫という仮構の概念である。このパラグラフにおけるスミスの陳述が若干の付帯的条件を必要とすることは，第Ⅰ節の§2に至って，やがて明らかになることであるが，われわれもパラグラフ（1）におけるスミスのおおまかな陳述の仕方に従って，とりあえず，≪完全な自由のある社会≫では≪有利性均等の原理≫(the principle of equal advantage) が成立するというふうに言うことにしよう。もちろん，≪有利性均等の原理≫という名称はボールディングから借用したものではあるけれども，われわれはそれをボールディングよりも広い意味で用いて，スミスのパラグラフ（1）の第1センテンスで述べられている原理を指すものとするのである。

さて，スミスは第Ⅰ節の§1で，金銭上の取得分に格差を生じさせる事情を≪完全な自由である社会≫という仮構の枠の中で，五つの範疇に分けて説明するのである。彼がそうしたのは，この仮構の枠の中で説明するほうが説明が簡単かつ明瞭になるという便宜の原則に従ったのであり，そのことは，彼が商品の価格の構成部分や，あるいは，賃金についての諸章において，「ストックの蓄積と土地の占有に先立つ初期未開状態の社会」という仮構の中の議論から出発したのと軌を同じくするものである。スミスの第Ⅰ節の§1の議論は，それ自体，きわめて写実性の強い考察になってはいるけれども，それが≪完全な自由のある社会≫という仮構の枠の中で行なわれているかぎり，スミスの胸中にある≪商業的社会≫の実像の表現としては点晴を欠くものであることは明らかである。それゆえ，第Ⅰ節の「ほぼ4分の1を占める」§2の中で述べられている三つの条件にかんする考察は，「雇用自体の性質から生じる（賃金および利潤の）不均等」をめぐる考察の不可欠な部分でなくてはならないのである。その部分を第Ⅰ節から切り取って，その章の冒頭に置くべきであったとするキャナンの見解が，スミスのヴィジョンからきわめて遠いものであることは，もはや十分に明らかであろう。

## LIX

以下，スミスの第Ⅰ節の§1のiiからviまでに述べられている五つの事情について若干の注釈を加えてみよう。

§1－iiに述べられている第1の事情，すなわち，「雇用自体の居心地の良さ，あるいは悪さ」(the agreeableness or disagreeableness of the employments themselves) の範疇の中には，スミスがパラグラフ（5）の最初に述べている雇用の「安楽さ，ないし苛酷さ」(the ease or hardship)，「清潔さ，ないし不潔さ」(the cleanliness or dirtiness)，および，「名誉さ，ないし不名誉さ」(the honourableness or dishonourableness) などに加えて，その他の多種多様な事情が含められるであろうけれども，この場合，どれを有利な事情 (an advantage) と見，そして，どれを不利な事情 (a disadvantage) とするかが比較的容易に判定できるので，≪有利性均等の原理≫の枠の中で，それらに応じて金銭上の取得分が，あるいは高く，あるいは低くなることを論じるにあたって格別の困難は感じられない。それと同じことは，§1－iii に述べられている第2の事情，すなわち，「その業務を習得することの容易さと安価さ，あるいは，その困難さと経費」(the easiness and cheapness, or the difficulty and expence of learning them) についても言えるようで，スミスの論述に対して奇妙な不寛容さを示すキャナンでさえも，これら二つの事情をめぐるスミスの議論に対しては，まったく異議をさしはさまないのである。

しかしながら，第2の事情にかかわるパラグラフ（9）の陳述の中には，非常に興味深い論理が提示されているので，それをここで紹介することにしよう。スミスはこう述べている。

（9）「何であれ高価な機械が建造されるとき，その機械が磨耗するまでに，それによって

遂行される異例の大きさの仕事は，すくなくとも通常利潤 (the ordinary profits) に加えて，それに投下された資本 (the capital laid out upon it) を回収するであろうことが期待されなくてはならない。異例の熟練と技能を必要とする雇用のいかなるものに対してであれ，多大の労力と時間をかけて教育された1人の人間は，それらの高価な機械の一つに比較できるであろう。彼が習得した仕事は，普通労働の普通の賃金に加えて，すくなくとも，彼の教育の全経費と等価値の資本の通常利潤と，その全経費とを彼に回収させるであろうことが期待されなくてはならないのである。また，それは，人間の生命の非常に不確実な存命年数を考慮に入れて，その機械のもっと確実な耐用年数に対するのと同じ仕方で，ある穏当な期間内に回収されなくてはならない。」[59]

スミスのこの陳述は，職業教育の経費と賃金格差との間に一定の関係を樹立する可能性を示唆しているが，その関係を鮮明な形で示すために，われわれは極端な単純化の仮定のもとに少し議論を進めてみよう。

いま，ある技能を習得するために過去何年間かにわたって経費をかけてきた1人の人間が，将来何年間かにわたってその技能労働によって賃金を受け取ることを，現時点で期待している状況を考えてみよう。その技能労働によって生計の資を得ることにかんして，過去から未来にわたる彼の計画が期待通りのものになったとしたならば，その場合の技能習得のための経費と，その技能労働の賃金の高さとの間には，どのような関係が成立するであろうか，というのがわれわれの課題になるのである。

時間 $t$ の座標軸の上で，$t=0$ の点を現時点，$t$ が負になる領域を過去，そうして，$t$ が正になる領域を未来と定めることにしよう。そうすると，過去 m 年間にわたって投下してきた教育費 $E_t$ の系列は，

$$E_{-m},\ E_{1-m},\ E_{2-m},\ \cdots,\ E_{-2},\ E_{-1}$$

と表わされるであろう。

いま，現時点における資本一般の通常利潤率を $r$ とする。そうして，この利潤率で過去の教育費を複利で累積して得られる現在価値を $E_0$ と表示すると，

$$\begin{aligned} E_0 &= \sum_{t=-1}^{-m}(1+r)^{-t}E_t \\ &= (1+r)E_{-1}+(1+r)^2E_{-2} \\ &\quad +\cdots\cdots+(1+r)^{m-1}E_{1-m} \\ &\quad +(1+r)^mE_{-m} \end{aligned}$$

である。

全教育費 $E_0$ を，それと等価値の資本の通常利潤とともに回収するのに穏当とされる年数を $n$ としよう。そうして，未来の $n$ 年までに受け取ることが期待できる取得分，すなわち，普通労働の普通の賃金を上回わる部分 $W_t$ の系列を

$$W_1,\ W_2,\ \cdots\cdots,\ W_n$$

とすると，それらの現在価値の総額 $W_0$ は

$$W_0=\sum_{t=1}^{n}\frac{W_t}{(1+r)^t}$$

である。

そこで，現時点において，この技能労働から期待できる純取得分の現在価値が，その技能を習得するために要した全経費を上回って

$$W_0>E_0$$

となっているなら，この技能を習得することは利益を生むことになる。この技能労働に対する市場の全般にわたって，このような事態が支配的であるとするなら，この技能を習得しようとする人々の数は増大して，やがて，彼らの競争が $W_0$ を低下させることになるであろう。

それとは逆に，現時点において，この技能労働から期待できる純取得分の現在価値よりも，その技能を習得するために要した全経費のほうが大きくなって

$$W_0<E_0$$

となっているなら，この技能を習得することは損失をもたらすことになるであろう。この技能労働に対する市場の全般にわたって，このような事態が支配的であるとするなら，やがてこの

59) *Ibid.*, p. 103.

技能労働の供給は減少を始め，その結果，需要者たちの競争が強くなって，$W_0$ は上昇するであろう。

したがって，この技能労働に対する需要と供給がちょうど釣り合いを保って，その賃金が変動をやめる状態では，

$$W_0=E_0$$

が成立していなくてはならない。この等式は次の形で書き表わされる。

$$\sum_{t=1}^{n}\frac{W_t}{(1+r)^t}=\sum_{t=-1}^{-m}(1+r)^{-t}E_t$$

ここで，議論をもっと簡明にするために，次のような単純化のための仮定を置くことにしよう。

第1に，過去のあらゆる年における教育費はすべて同一額であると仮定し，その額を $E$ と表示する。

第2に，未来のあらゆる年の純取得分がすべて同一額であると仮定し，その額を $W$ と書き表わす。

第3に，教育に要する年数 $m$ と，全教育費を回収すべき年数 $n$ が同一になるものと仮定し，両者を以下では $n$ と書くことにする。

そうすると，上掲の最後の等式は次のように書き表わされるであろう。

$$W\sum_{t=1}^{n}\frac{1}{(1+r)^t}=E\sum_{t=1}^{n}(1+r)^t$$

この等式をさらに書き直すと，

$$\frac{W}{E}=\frac{\sum_{t=1}^{n}(1+r)^t}{\sum_{t=1}^{n}\frac{1}{(1+r)^t}}$$

$$=\frac{\sum_{t=1}^{n}(1+r)^t}{\left\{\frac{\sum_{t=1}^{n}(1+r)^t}{(1+r)^{n+1}}\right\}}$$

$$=(1+r)^{n+1}$$

なる等式が得られる。ここで，$n$ は正の整数，そして，利潤率 $r$ も正の数と考えられるから

$$(1+r)^{n+1}>1$$

である。それゆえ，技能労働の純取得分 $W$ は，教育費 $E$ よりも，つねに大きくなくてはならないことを，上の等式は示していることになるのである。

さらに言えば，教育費 $E$ に対する純取得分 $W$ の倍率は，資本の通常利潤率が高ければ高いほど，大きくなる。

また，その倍率は，教育年数が長ければ長いほど，あるいは，全教育費の回収に見込まれるべき穏当な期間の年数が長ければ長いほど，それらの年数に対して「幾何的割合で」(in geometrical proportion)，あるいは，「複利的に」，増大するのである。

換言すれば，いかなる種類の技能労働についても，その供給を維持するためには，資本の通常利潤率が高ければ高いほど，また，技能の習得に要する年数が長ければ長いほど，その技能労働と普通労働との間の賃金格差はそれだけ大きくなくてはならないのである。この命題を第Ⅰ節の§1の全体的な文脈の中に置いて考えると，長い教育期間を必要とする技能労働が取得する大きな金銭上の賃金は，その長い教育年数と経費という「不利性」(a disadvantage) を補償するだけのものにとどまらず，その他の事情に由来する「不利性」をも補償することもできるのである。じっさい，スミスが≪有利性均等の原理≫に従って金銭上の取得分とその他の事情とのバランスをとるとき，彼は五つの範疇のどれか一つの事情だけでバランスが達成されなくてはならないというふうには考えていないことが，第3の事情をめぐる議論の中で明らかになるであろう。

## LX

スミスの第Ⅰ節の§1−iv に述べられている第3の事情，すなわち，「それらの雇用の恒常性あるいは非恒常性」(the constancy or inconstancy of employment in them) にかかわる最初のパラグラフ (14) には，次のような編者脚注[1]が付けられてある。

「[1]〔この項目の取り扱いは，(このページの下段で述べられている) ≪日当賃金≫ ('day-wages') と，年間稼得分 (annual earnings) との間の区別から書き始められていたならば，もっと明確なものになっていたであろう。その議論の最初のパラグラフは次のように主張している。すなわち，日当賃金と同様に，年間稼得分も非恒常的な雇用において，より高くなり，その結果として，≪不安で，希望の持てない折りおり≫ ('anxious and desponding moments') があるという不利性ないし抑圧的な力が相殺されるのであると。しかしながら，それに続くパラグラフでは，このような主張は視野から消えて，議論はあたかも，日当賃金は不均等になるかもしれないけれども，年間稼得分は均等になるということが，その主題であるかのように進められている。〕」[60]

キャナンの言う「その議論の最初のパラグラフ」とは，われわれの目次の中のパラグラフ(15)である。彼はそのパラグラフの内容を，「年間稼得分も非恒常的な雇用において，より高くなり」と要約しているけれども，われわれが目次の中に示したそのパラグラフの要約には，スミスが「年間稼得分」の大きさに言及していることは述べられていない。キャナンの要約と，われわれのそれのいずれが正確であるかを確認するために，パラグラフ (15) の全文を掲げることにする。

(15)「雇用は，一部の業種において，その他の業種よりもはるかに恒常的である。大多数の製造業において，傭いの職人 (a journeyman) は，1年のうちで彼が働くことのできるほとんどすべての日々に雇用されることが，かなり確実に期待できるであろう。それとは反対に，石工や，あるいは煉瓦積み職人は，霜のひどい日にも，また荒天の日にも，まったく働くことができず，そうして，その他のすべての日々における彼の雇用は，顧客たちの偶発的な注文によって左右されるのである。その結果として，彼はしばしば，いかなる雇用も得られなくなる怖れにさらされる。それゆえ，彼が雇用されている間に稼ぐところのものは，彼が無為に過ごす時にその生計を維持するためのものでなくてはならないだけではなく，また，そのように非常にうつろいやすい状況に心を悩ませることが，ときとして，引き起こすにちがいない不安で希望の持てない折りおり (anxious and desponding moments) に対する若干の補償を彼に与えるものでなくてはならない。したがって，製造業者たち (manufacturers) の大多数の推定稼得分 (the computed earnings) が普通労働者たちの日当賃金とほぼ等しくなっている場合には，石工と煉瓦積み職人たちの推定稼得分は，一般に，それらの賃金の1.5倍から2倍の大きさになるのである。普通労働者たちが1週当たり4ないし5シリングを稼いでいる場合，石工と煉瓦積み職人たちは，しばしば，9ないし10シリングを稼いでいる。そうして，前者が，ロンドンでのように，9ないし10シリングを稼いでいる場合には，後者は普通15ないし18シリングを稼ぐものである。しかしながら，いかなる種類の技能労働 (skilled labour) にせよ，それが石工や煉瓦積み職人たちの技能よりも容易に習得できるようには思えない。それゆえ，それらの職人たちの高い賃金は，彼らの技能に対する報酬というよりも，むしろ，彼らの雇用の非恒常性に対する補償という性格が強いのである。」[61]

このパラグラフの中に出てくる「稼得分」(earnings) という語が，キャナンの言う「年間稼得分」の意味で使用されていないことは明白である。すくなくともこのパラグラフにかんするかぎり「製造業者たちの大多数の推定稼得分」(the computed earnings of the greater part of manufacturers) は「普通労働者たちの日当賃金」(the day wages of common labourers) と比較されているのであるから，キャナンの提案するように≪日当賃金≫と≪年

60) *Ibid.*, p. 105n.

61) *Ibid.*, p. 105.

間稼得分≫を区別することから議論を始めることは，何の役にも立たないのである。

ところで，それに続くパラグラフにおけるスミスの陳述は，この点についてどうなっているであろうか。そうして，そこでスミスは，キャナンの言うように，「日当賃金は不均等になるかもしれないけれども，年間稼得分は均等になる」ということを主題にしているかのような陳述を行なっているのであろうか。

まず，パラグラフ（16）の全文は，すでに内容目次の中に掲げられているが，その主題がパラグラフ（15）のそれと同じものであることは一目瞭然であろう。ただ，パラグラフ（15）では，雇用がきわめて非恒常的である石工や煉瓦積み職人の賃金が論じられているのに対して，パラグラフ（16）では議論が家大工の雇用に移っているだけのことである。それに続くパラグラフ（17）と（18）については，われわれの内容目次の中ではそれらの要約しか示されていないので，以下に，それらの全文を掲げて，スミスがそこで扱う職人たちの「年間稼得分」に少しでも言及しているか否かを確認することにしよう。

（17）「一般に恒常的な雇用を与える業種が，たまたま，ある場所でそうでないとき，その職人たちの賃金は，かならず，普通労働の賃金に対するそれらの通常の釣り合いを越えて大幅に高くなる。ロンドンでは，ほとんどすべての傭いの工芸職人たち（journeymen artificers）が，その他の地域における日傭い労働者たち（day-labourers）と同じ方式で，彼らの親方たちによって，日ごとに，あるいは，週ごとに，求人・解雇される怖れにさらされている。したがって，そこでは普通労働の賃金が18ペンスと推定されるけれども，工芸職人たちの最下層である傭いの仕立職人（journeymen taylors）は1日当たり半クラウン（30ペンス）を稼いでいるのである。小さな町や田舎の村では，傭いの仕立職人たちの賃金は普通労働のそれにも匹敵しないことがしばしばある。しかし，ロンドンでは，彼らはしばしば，とくに夏期には，何週間にもわたって雇用がないことがある。」[62]

ここでも，ロンドンにおける傭いの工芸職人たちの一日当たりの稼得分が問題になっているだけで，「年間稼得分」の大きさには何の言及もなされていない。以上の三つのパラグラフを通じて，それらの主題は，雇用の非恒常性が1日当たりの稼得分を高くする事情を説明するという点で一貫しているのであるけれども，ただその非恒常性の由来するところが，パラグラフ（15）では天候にあり，パラグラフ（16）では顧客の注文にあり，そうして，パラグラフ（17）の場合には，ロンドンの特異な雇用慣行にあるというふうに，その多様性が示唆されているわけである。

さらに，以下に掲げるパラグラフ（18）は，ロンドンの石炭仲仕の場合の雇用の非恒常性が石炭船の入港の不規則性に由来することを説明している点で主題の一貫性が保たれているけれども，ただこの場合には，その事情が，すでに§1−ii で論じられた雇用の居心地の悪さ（disagreeableness）という別の事情と結びつくという，やゝ複雑な状況の説明にもなっている点が注目に値いするであろう。

（18）「雇用の非恒常性がその仕事の苛酷さ，居心地の悪さ，および不潔さと結びつくとき，それは時として，最も普通の労働の賃金を，最も技能的な労働のそれよりも高くすることがある。出来高給で働く炭坑夫は，ニューカッスルでは普通労働の賃金のほぼ2倍を，そして，スコットランドの多くの地域ではほぼ3倍を稼ぐのが普通である。彼の高い賃金は，すべて，その仕事の苛酷さ，居心地の悪さ，および不潔さから生じるのである。彼の雇用は，たいていの場合，彼の好む程度に恒常的である。ロンドンの石炭仲仕たち（coal-heavers）は，苛酷さ，不潔さ，および居心地の悪さという点において，炭坑夫たちの仕事に匹敵する仕事をしている。そうして，石炭船の到着の不可避的な不規則さ

62) *Ibid.*, pp. 105–106.

から，彼らの大多数の雇用は必然的に非常に非恒常的である。それゆえ，もしも炭坑夫たちが普通労働の賃金の2倍ないし3倍を稼ぐのが普通であるとするならば，石炭仲仕たちが時として，その賃金の4倍ないし5倍を稼ぐことがあっても，不当であるかのように思われるべきではない。彼らの状態について2・3年前に行なわれた調査によると，その当時，彼らが支払いを受けていた率で見て，彼らは1日当たり6から10シリングを稼ぐことができたことが発見されたのである。6シリングといえば，ロンドンの普通労働の賃金のほぼ4倍であり，そうして，その最低の普通稼得分（the lowest common earnings）を特定業種のあらゆる場合に，その大多数の人々の稼得分と看做すことができるのである。それらの稼得分が，たとえどんなに法外なものに見えようとも，もしかりにそれらがその業務を居心地悪くさせるところのあらゆる事情を補償するに十分以上のものであったとしたならば，それらの排他的な特権の与えられていない業種では，たちまち多数の競争者たちが現われて，それらをもっと低い率にすぐにも低下させることであろう。」[63]

以上を要するに，第Ⅰ節の§1－iv のパラグラフ（15）から（19）までのスミスの議論は，一貫して，雇用の非恒常性と1日当たり稼得分との関係を論じるものであり，それらの「年間稼得分」の大小については何も述べていないのである。したがって，パラグラフ（14）に付せられてある編者脚注に見られるキャナンの見解は事実無根の言い掛かりというほかないであろう。

## LXI

われわれの作成した内容目次の中で，第Ⅰ節の§1－iv の末尾に示されているパラグラフ（19）の訳文は，キャナン版の原文に基づくものである。その原文には，若干の問題が残されているので，少し立ち入って検討してみよう。キャナン版の原文は次の通りである。

（19）“The constancy or inconstancy of employment cannot affect[2] the ordinary profits of stock in any particular trade. Whether the stock is or is not constantly employed depends, not upon the trade, but the trader.[3]” [64]

このパラグラフにはキャナンによって二つの編者脚注[2]および[3]が付けられているが，まず，その第1センテンスの中の“affect”という動詞に付けられている脚注[2]において，この動詞が「第5版では“effect”と誤植されている」[65]という彼の見解が示されていることについて考えてみよう。

“affect”と“effect”という二つの動詞の意味の違いについては，いささか初歩的ながら，ヴィヴィアンとジャクソンの共著になる教科書『英作文』[66]の中の説明が有益であると思われるので，それを紹介することから始めよう。彼らは，次の二つの例文を挙げて，それらが非常に異なる事態を意味すると述べている。

The drought affected the decline in crop yield.

The drought effected the decline in crop yield.

そうして，「第1の文章では，旱魃は一つの因子でしかなかったのであり，第2の文章では，それは（収量の）減少の原因のすべてであったのである」（In the first sentence, the drought was only one factor; in the second,

63) *Ibid.*, p. 106.

64) *Ibid.*

65) *Ibid.*, p. 106n.

66) Charles H. Vivian, and Bernetta M. Jackson, *English Composition* (New York : Barnes & Noble, Inc., 1961), p. 2.

it was the whole cause of the decline.)[67] という説明が加えられている。これらの例文を訳すと次のようになるであろう。

その旱魃は収穫量の減少に影響を及ぼした。

その旱魃が収穫量の減少をもたらした。

収穫量の減少をもたらすうえで，旱魃が演じた役割は，後者の文章の場合のほうが圧倒的に大きいのである。

以上の点を念頭において，スミスの原文に戻ろう。キャナンの注釈によると，『国富論』の第4版までの原文と，第5版のそれは，それぞれ，次のようになっていたわけである。

The constancy or inconstancy of employment cannot affect the ordinary profits of stock in any particular trade.

The constancy or inconstancy of employment cannot effect the ordinary profits of stock in any particular trade.

ヴィヴィアンとジャクソンの例文の場合と少し異なって，この場合，動詞の入れ代えに応じて，文中で "in any particular trade" という句が演じる役割の性格に微妙な差違が生じるように思われる。それはともあれ，いずれの文章もそれ自体だけを見るかぎり，非の打ちようのない形をしているのであるから，キャナンのように後者を誤植と断定するには，それが第Ⅰ節の§1の全体的な文脈の中で前者よりも不適当であることが論証されなくてはならないであろう。

そこでわれわれはすでに触れた "affect" と "effect" における因果関係の強弱の違いに目を向けることにしよう。スミスの原文の場合は，ヴィヴィアンとジャクソンの例文の場合と異なって，文章が否定形になっているので，意味の強弱が逆転することは容易に了解されるであろう。すなわち，第1の文章では，「雇用の恒常性ないし非恒常性」が通常利潤に影響を及ぼすいくつかの因子のうちの一つとしてさえも，影響を及ぼすことがありえないのであるから，それはきわめて強い否定を意味するのである。それに対して，第2の文章では，「雇用の恒常性ないし非恒常性」が，その業種の通常利潤をそれだけで左右することはありえないにしても，個々の利潤には影響を及ぼすことがあるかもしれないという余地を暗黙のうちに残しているものと受け取られるので，それはかなり控え目な否定を意味している。

ところで，スミスは第Ⅰ節の§1－vii の冒頭のパラグラフ (37) において，賃金および利潤のなかに格差を生じさせるところの五つの事情のうち，第3の事情を含む三つの事情が利潤にはあまり影響しないであろうと結論するのであるが，それは必ずしも上掲の第1の文章のような強力な否定を必要とするものではない。このことをまず確認するために，§1におけるスミスの陳述のありようを検討することにしよう。

われわれの作成した内容目次の中のパラグラフ (5)，(8)，(14)，および (24) を見ると，五つの事情にかんするいずれの議論も，まず最初に，それらの事情が労働の賃金に格差を生じさせることから始められている。キャナンは，これらのパラグラフを，それぞれ§1－ii，§1－iii，§1－iv，§1－v，および§1－viの題目 (head) と見ているようであるが[68]，われわれが内容目次を作成するにあたって，それらを他のパラグラフと同等に扱い，たんなる題目と看做していないのは，それらがもっぱら労働の賃金への影響だけを論じ，ストックの利潤への影響にはまったく触れていないからである。そうして，われわれの内容目次の中のパラ

67) *Ibid.*

68) たとえば，パラグラフ(14)に付せられてある脚注1を見よ。Smith, *op. cit.*, p. 105n.

グラフ（7），(13)，(19)，(23)，および (36) を見ればわかるように，スミスは§1－ii，§1－iii，§1－iv，§1－v，および§1－viの五つの事情をめぐる議論の末尾のパラグラフで，はじめてストックの利潤への影響に触れるという形式を一貫してとっているのである。これらの末尾の五つのパラグラフにおけるスミスの陳述が，けっして一本調子の強い肯定でも強い否定でもなく，きわめて慎重な調子で述べられていることに注意したい。いま，参考のために，それらのパラグラフにキャナンが付けた小見出しと，それらの中のスミスの原文の一部分を以下に掲げることにする。キャナンの小見出しは，各パラグラフ番号の左側の余白にポイントを下げた小さい活字で印刷されている文章である。

第1の事情について

The same thing is true of profits.

(7) "…… Disagreeableness and disagrace affect the profits of stock in the same manner as the wages of labour. ……"[69]

第2の事情について

Profits are not much affected by this circumstance.

(13) "The profits of stock seem to be very little affected by the easiness or difficulty of learning the trade. ……"[70]

第3の事情について

Constancy does not affect profits.

(19) "The constancy or inconstancy of employment cannot {affect / effect} the ordinary profits of stock in any particular trade. ……"[71]

69) *Ibid.*, p. 103.
70) *Ibid.*, p. 104.
71) *Ibid.*, p. 106.

第4の事情について

Profits are unaffected by trust.

(23) "…… The different rates of profit, therefore, in the different branches of trade, cannot arise from the different degrees of trust reposed in the traders."[72]

第5の事情について

Profits vary with certainty of return.

(36) "In all the different employments of stock, the ordinary rate of profit varies more or less with the certainty or uncertainty of the returns. ……"[73]

これらのパラグラフに付けられているキャナンの小見出しが，第2の事情から第4の事情にいたるまで，"not affected" か，あるいは "unaffected" かで述べられて一本調子であるのに対して，スミスの原文はそのように書かれていないことに注目しよう。『国富論』第5版の原文についていうなら，"affect" という動詞が使われているのは，パラグラフ（7）と (13) の二つだけであり，しかも，それがキャナンの小見出しの動詞と対応しているのは，第2の事情にかんするパラグラフ (13) の場合だけである。そうして，キャナンの小見出しは，パラグラフ (13) のそれを除くと，"not much affected" という控え目な否定ではなくて，"not affected" か，あるいは，"unaffected" の強い否定の形になっているのである。

まず，第1の事情にかんするパラグラフ(7)の場合に，スミスが弱い因果関係を表わす動詞 "affect" を肯定形で使っていることには十分な理由があることを確認しておこう。第1の事情が，第5の事情とともに，利潤の格差に影響

72) *Ibid.*, p. 107.
73) *Ibid.*, p. 112.

を及ぼすただ二つの事情であることは，やがてパラグラフ（37）で述べられるのであるが，そのすぐ後でスミスは，「居心地の良さ，ないし悪さの点では，ストックのさまざまな雇用の圧倒的な部分に格差が生じることは，ほとんど，あるいは，まったくない」(In point of agreeableness or disagreeableness, there is little or no difference in the far greater part of the different employments of stock;)[74] と付け加えることによって，パラグラフ（7）で述べられている影響がかなり弱いものであることを強調しているのである。それゆえ，ここでは "effect" ではなくて，"affect" が用いられなくてはならないであろう。

次に，第2の事情にかんするパラグラフ(13)でスミスが，"The profits of stock seem to be very little affected by the easiness or difficulty of learning the trade." と微妙な陳述をしていることは，キャナンの小見出しの中に "Profits are not much affected by this circumstance." という形で反映されていることに注意しよう。すなわち，この事情は利潤にまったく影響しないという強い否定ではなくて，その影響はきわめて小さいであろうという含みを残す判断が述べられているのである。

それゆえ，第2の事情にかんする陳述と同じように，若干の含みを残すような形で，第3の事情にかんする判断も述べられなくてはならないとするならば，それは第4版以前の原文のような強い否定の形で述べられるよりも，第5版の原文の控え目な否定の形で述べられるほうが適切な表現であると考えられるであろう。しかしながら，キャナンは，何らかの理由によって，後者を誤植と断定し，前者を採ったので，彼の小見出しからは "much" という副詞が落ちて，"Constancy does not affect profits." という強い否定を意味する結果になっているのは，彼の立場に立つかぎりにおいて，論理の一貫性が保たれているということになるであろう。しかしながら，問題は，キャナンがどんな理由によって，第5版の原文を誤植と判断したかにある。すでに述べたように，二つの原文は，いずれも，それ自体としては完全な形をしているので，その判断はスミスの論述の前後の関係から下されなくてはならないのであった。そうして，第2の事情にかんするスミスの陳述との釣り合いでは，むしろ，第5版の原文のほうが適切であると思われるのである。

そこで，第4の事情にかんするパラグラフ（23）との釣り合いを見ることにしよう。その中のスミスの原文は

The different rates of profit, ……, in the different branches of trade, cannot arise from the different degrees of trust reposed in the traders.

となっている。ここで to effect (=to produce as an effect) という動詞の意味を顧慮して，上の文章を次のように書き換えても，両者の間に大きな意味のずれが生じないことは，容易に了解されるであろう。

The different degrees of trust reposed in the traders cannot effect the different rates of profit in the different branches of trade.

このように書き直された文章が，パラグラフ（19）の第5版の原文，すなわち，

The constancy or inconstancy of employment cannot effect the ordinary profits of stock in any particular trade.

という文章と同じ形式になることは注目すべき事柄である。すくなくとも，パラグラフ(23)に付けられるべき小見出しは，キャナンの "Profits are unaffected by trust" という強い否定

74) *Ibid.*, p. 113.

形ではなく，“Profits are not much affected by trust.” という控え目な否定形のものでなくてはならない。

パラグラフ (19) の前後に位置する二つのパラグラフ (13) と (23) に付けられるべき小見出しが，それぞれ，

Profits are not much affected by this circumstance.

Profits are not much affected by trust.

でなければならないとするならば，パラグラフ (19) の小見出しも，それらと同様に，控え目な否定の形をとるのが自然ではないだろうか。とするならば，そのような小見出しにふさわしいスミスの原文は，第4版以前のそれではなく，第5版の原文でなければならないであろう。

最後に，上掲の五つのパラグラフのスミスの原文の中で，“the ordinary profits of stock”，もしくは，“the ordinary rate of profit” のように，利潤に「通常」(ordinary) という形容詞が付けられているのは，パラグラフ (19) と (36) の二つの場合だけであることに注意しよう。とくにパラグラフ (19) は，スミスが利潤の格差に影響を及ぼすことが少ないと判断する三つの事情のうちで唯一の場合を構成する。そのパラグラフの中で，スミスが “the ordinary profits of stock” という語句を使わなくてはならなかった理由は，パラグラフ (19) 自体の中に見出されるのであるが，それを見るに先立って，このパラグラフの末尾に付せられてある編者脚注[3]を見ておくことにしよう。キャナンはこう述べている。

「[3]〔≪ストック≫('stock') が現実の対象物 (actual objects) から成るということが，ここで看過されているように思われる。このような対象物が雇用されうるところの恒常性はさまざまである。すなわち，ある村の葬儀用馬車 (the hearse of a village) の雇用にともなう恒常性は死亡者の数によって左右されるのであり，そして，その事情は≪その業種≫('the trade') にあると言うことができても，それが≪その業者≫('the trader') にないことは確実である。雇用の恒常性が等しくないことに由来する日当資金の格差に対応するものが利潤にないのは，≪利潤≫が1年当たりの額で計算されているという単純な理由によるのである。しかし，田舎の葬儀屋 (the rural undertaker) も健康によい季節には業務の長い中断にさらされるのであるから，ちょうど煉瓦積み職人と同じように，≪そのように非常にうつろいやすい状況に心を悩ませることが，ときとして，引き起こすにちがいない不安で希望の持てない折りおりに対する若干の補償≫ ('some compensation for those anxious and desponding moments which the thought of so precarious a situation must sometimes occasion') を受け取るものと考えられてよいであろう。〕」[75]

ここでキャナンが，その雇用が恒常的でないストックの例として，「田舎の葬儀屋」の「葬儀用馬車」を挙げているのは，スミスが第Ⅶ章のパラグラフ (19) と，第Ⅹ章のパラグラフ (49) で，商品の価格の偶発的変動の例として，国葬のさいに起こる喪服の市場価格の騰貴を挙げていることと暗に呼応して，スミスに対するキャナンの批判に皮肉な調子を与えている。しかしながら，第Ⅹ章のパラグラフ (19) におけるスミスの陳述が，やゝ控え目な含みをもって行なわれているとするならば，すなわち，そのパラグラフの第4版以前の原文にある動詞 “affect” が第5版では “effect” になっていることを，誤植と見るのではなく，訂正と見るならば，スミスはストックの雇用の非恒常性が，利潤はもちろん，通常利潤にも影響を及ぼすことはけっしてないと強く主張しているわけではなく，したがって，もしもその村の「葬儀用馬車」が常備されているとするならば，「健康によい季節には」その雇用が「長い中断にさらされる」こ

75) *Ibid.*, pp. 106n–107n.

とを，彼もこころよく認めることであろう。しかしながら，人口の少ない田舎でその葬儀屋が「葬儀用馬車」を彼のストックの一部分として常時保有しておくか，あるいは，他の地域の同業者から借用してすますかという選択は，彼自身のものとして残されているであろうから，彼のストックの雇用の非恒常性は彼の「業種」に固有のものではなく，スミスの述べているように，彼自身，すなわち，「その業者」(the trader) に帰着させられるべきものであろう。

加えて，「雇用の恒常性が等しくないことに由来する日当賃金の格差に対応するものが利潤にないのは，≪利潤≫が1年当たりの額で計算されているという単純な理由による」(There is no difference of profits corresponding to differences of day-wages due to unequal constancy of employment, for the simple reason that 'profits' are calculated by their amount per annum, ……) というキャナンの理由づけが，スミス自身の論理と何の関係もないことは，すでに，パラグラフ(14)に付せられてある編者脚注を検討しているわれわれには明らかなことである。雇用の恒常性が等しくないことが利潤に格差を生じさせないであろうとスミスが判断するのは，その利潤を1年当たりの額で計算するか，あるいは1日当たりの額で計算するかという，たんなる表現形式の相違の帰結ではけっしてない。そもそもストックの所有者が真の意味でストックの所有者であるためには，彼の資本が回収されるまでのかなり長い期間にわたって，かりに当座の収入を欠いたとしても，彼は自分の生計を維持することができなくてはならないのである。傭いの職人や普通の労働者たちにはそのような余力がないからこそ，彼らは≪そのように非常にうつろいやすい状況に心を悩ませることが，ときとして，引き起こすにちがいない不安で希望の持てない折りおりに対する若干の補償≫を受け取る理由と必要があるのである。しかし，ストックの所有者たちには，そのような≪補償≫を受け取る必要もなければ理由もない。彼らがその程度の非恒常性に心を悩ませることは，はじめからありえないことなのである。

## LXII

スミスの第Ⅰ節の§1－v に述べられている第4の事情，すなわち，「それらの業務を行なう人々にかけられなくてはならない信任の大小」(the small or great trust which must be reposed in those who exercise them) をめぐる議論の出発点をなすパラグラフ (20) には，編者脚注[1]が付けられてあり，そこでキャナンは次のように述べている。

「[1]〔この章の導入部のパラグラフにおいて，前もって示唆されていた議論は，ある人物に信任がかけられるということが彼にとって一つの不利な事情 (a disadvantage) になるという弁明を必要とするが，しかし，そのような弁明はまったくなされていない。……〕」[76]

しかしながら，一般的に見て，そのような弁明が≪商業的社会≫のコモンセンスに反することは，ほとんど自明である。われわれはスミスにそのような弁明をする意志があったとは考えることができないのである。それゆえ，スミスがそのような弁明をしていないことに問題があるとは思えない。問題があるとすれば，むしろ，キャナンが第4の事情についてそのような弁明を必要とすると考えるところにこそ問題があるのでなくてはならないであろう。彼がそのように考えるのは，おそらく，≪有利性均等の原理≫を第4の事情の範囲の中だけで成立させようとする，すなわち，過度に局限された条件の中で問題を考えようとするからであると思われる。そのような狭い視野の中で思考することは，スミスの思考方法と無縁のものであることを，われわれはすでに見てきているのである。

重複をいとわずくり返えすと，第X章第Ⅰ節におけるスミスの論述の真の目的は，≪有利性

76) *Ibid.*, p. 107n.

均等の原理≫というきわめて抽象的な論理を提示することにあるのではなくて，彼の胸中にある≪商業的社会≫の実像の一局面としての，労働の賃金とストックの利潤のありように言語的表現を与えることにあるのである。その実像の中で，労働とストックのさまざまな雇用は，第Ⅰ節の§1に列挙されている五つの事情のさまざまな複合体をそれぞれに伴なっているのである。そのようなものとしてのさまざまな雇用について≪有利性均等の原理≫が成立するとき，それら五つの事情のうちのどれか一つの事情だけについて，有利性均等のバランスがとられなくてはならないと考えるならば，そこに出現する映像はスミスの胸中にある実像とは似ても似つかぬものになるであろう。

じっさい，スミスはパラグラフ (22) の末尾において，第4の事情が金銭上の取得分を大きくするとき，≪有利性均等の原理≫のバランスを回復するための不利な事情 (a disadvantage) は，それと結びついてその雇用に付随するその他の事情，とりわけ，その業務を習得することにともなう困難と経費という第2の事情によって提供されるであろうことを示唆しているのである。

## LXIII

第Ⅰ節の§1−vi に述べられている第5の事情にかかわる議論の出発点になるパラグラフ (24) は，「さまざまな雇用における賃金は，それらにおける成功の確率の高低に応じて異なる (The wages of labour in different employments vary according to the probability or improbability of success in them.[3])」となっているが，その末尾にはキャナンによって次のような編者脚注がつけられている。

「[3]〔この項目のもとでの議論は，しばしば誤解されているけれども，じつはこういうことなのである。すなわち，金銭上の賃金は（大きな取得分と小さな取得分をならして平均してみると），高い賞金と多くの空くじがある業種において，より低くなる。高い賞金の一つを獲得する可能性が非常にわずかながらあるということが，≪小さな金銭上の取得分を，人々の想像の中で補償する≫事情の一つなのである。{The argument under this head, which is often misunderstood, is that pecuniary wages are (on the average, setting great gains against small ones) less in trades where there are high prizes and many blanks. The remote possibility of obtaining one of high prizes in one of the circumstances which 'in the imaginations of men make up for a small pecuniary again.' (p. 101)} ……〕」[77]

この編者脚注の第1センテンで述べられている命題に該当する陳述は，スミスのパラグラフ (27) の中に，確かに見出される。しかし，第4の事情についてキャナンの言う「ある人物にとって信任をかけられるということが彼に不利な事情になるという弁明」がなされていないように，スミスはここでも，キャナンの言う「高い賞金の一つを獲得する可能性が非常にわずかながらあるということ」(the remote possibility of obtaining one of high prizes) が≪小さな金銭上の取得分を，人々の想像の中で補償する≫有利な事情を直接的に構成するという議論はしないのである。第5の事情の説明に，スミスは異例の紙幅を費やしているので，われわれは稿を改めて，その議論のありようを見ることにしたい。

（この項続く）

77) *Ibid.*